官報
（号外）
内閣府
発行　国立印刷局
（原稿作成）

目次

〔省　令〕
○電気事業法施行規則の一部を改正する省令による改正前の電気事業法施行規則等の一部を改正する省令（経済産業六八）　一
〔法規的告示〕
○公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程の一部を改正する告示（国土交通九四八）　五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　六
特殊法人等
国立研究開発法人理化学研究所令和六事業年度財務諸表、日本弁護士連合会公示送達関係　七
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　四

省令

○経済産業省令第六十八号

電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）及び電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）の規定に基づき、電気事業法施行規則の一部を改正する省令による改正前の電気事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月十五日

経済産業大臣　武藤　容治

電気事業法施行規則の一部を改正する省令による改正前の電気事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気事業法施行規則の一部を改正する省令による改正前の電気事業法施行規則の一部改正）

第一条　電気事業法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年経済産業省令第六十四号）による改正前の電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号。附則第三条において「旧電気事業法施行規則」という。）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（電気の使用者の需要規模） **第二条の二**　法第二条第一項第七号の経済産業省令で定める要件は、次項に定める一の需要場所における電気の使用者の需要が、一般電気事業者又は特定規模電気事業者が維持し、及び運用する特別高圧電線路又は高圧電線路から受電する者であって、使用最大電力が原則として五十キロワット以上の者の需要に該当することとする。 （削る） 2　（略）	（電気の使用者の需要規模） **第二条の二**　法第二条第一項第七号の経済産業省令で定める要件は、次項に定める一の需要場所における電気の使用者の需要が、次の各号のいずれかに該当することとする。 一　沖縄電力株式会社の供給区域以外の地域において一般電気事業者又は特定規模電気事業者が維持し、及び運用する特別高圧電線路又は高圧電線路から受電する者であって、使用最大電力が原則として五十キロワット以上の者の需要 二　沖縄電力株式会社の供給区域内において一般電気事業者又は特定規模電気事業者が維持し、及び運用する特別高圧電線路から受電する者であって、使用最大電力が原則として二千キロワット以上の者の需要 2　（略）

（みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則の一部改正）

第二条　みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（需要等の算定） **第九条**　事業者は、送配電非関連需要（当該事業者が小売供給を行う場合の需要をいう。以下この項から第六項までにおいて同じ。）について、原価算定期間における次の各号に掲げる値を、非特定需要（特別高圧需要、高圧需要及び低圧需要（特定需要を除く。）を合成した需要をいう。）及び特定需要（以下「二需要種別」という。）ごとに、供給計画等を基に算定しなければならない。 一～五　（略） 2～6　（略） （削る）	（需要等の算定） **第九条**　事業者（沖縄電力を除く。以下この項から第六項までにおいて同じ。）は、送配電非関連需要（当該事業者が小売供給を行う場合の需要をいう。以下この項から第六項までにおいて同じ。）について、原価算定期間における次の各号に掲げる値を、非特定需要（特別高圧需要、高圧需要及び低圧需要（特定需要を除く。）を合成した需要をいう。）及び特定需要（以下「二需要種別」という。）ごとに、供給計画等を基に算定しなければならない。 一～五　（略） 2～6　（略） 7　前六項の規定は、沖縄電力に準用する。この場合において、第一項中「事業者（沖縄電力を除く。以下この項から第六項までにおいて同じ。）」とあるのは「沖縄電力」と、同項及び第二項中「当該事業者」とあるのは「沖縄電力」と、第一項中「高圧需要」とあるのは「高圧需要（特定需要を除く。）」と、「及び特定需要」とあるのは「、特定高圧需要（高圧需要である特定需要をいう。以下同じ。）及び特定低圧需要（低圧需要である特定需要をいう。以下同じ。）」と、同項及び第四項から第六項まで中「二需要種別」とあるのは「三需要種別」と、第二項から前項まで中「事業者」とあるのは「沖縄電力」と、第三項中「様式第六」を「様式第六の二」と読み替えるものとする。

（需要種別への配分等）

第十条　事業者は、第七条の規定により整理された需要家費の合計額、第八条第一項又は第三項の規定により整理された送配電非関連費ごとの送配電非関連固定費の合計額及び送配電非関連可変費の合計額を、それぞれ、次項に定めるところにより、二需要種別ごとに、配分することにより整理しなければならない。

2　事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費を、同表の中欄に掲げる割合及び値により算定し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一　（略）	前条第五項の規定により算定された値	（略）	
二　（略）	前条第四項第四号の規定により算定された割合	（略）	
三　（略）	前条第六項の規定により算定された割合	（略）	

第十一条　（略）

2　（略）

3　事業者は、二需要種別ごとに、前項の規定により整理された送配電非関連固定費の額を、第九条第五項の規定により算定された値により配分し、追加固定費に整理しなければならない。

第十二条　（略）

2　事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により配分し、二需要種別それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

（需要種別への配分等）

第十条　事業者は、第七条の規定により整理された需要家費の合計額、第八条第一項又は第三項の規定により整理された送配電非関連費ごとの送配電非関連固定費の合計額及び送配電非関連可変費の合計額を、それぞれ、次項に定めるところにより、二需要種別又は三需要種別ごとに、配分することにより整理しなければならない。

2　事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費を、同表の中欄に掲げる割合及び値により算定し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一　（略）	前条第五項又は同条第七項において読み替えて準用する同条第五項の規定により算定された値	（略）	
二　（略）	前条第四項第四号又は同条第七項において読み替えて準用する同条第四項第四号の規定により算定された割合	（略）	
三　（略）	前条第六項又は同条第七項において読み替えて準用する同条第六項の規定により算定された割合	（略）	

第十一条　（略）

2　（略）

3　事業者は、二需要種別又は三需要種別ごとに、前項の規定により整理された送配電非関連固定費の額を、第九条第五項又は同条第七項において読み替えて準用する同条第五項の規定により算定された値により配分し、追加固定費に整理しなければならない。

第十二条　（略）

2　事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により配分し、二需要種別又は三需要種別それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一　（略）	（略）	第十条の規定により整理された二需要種別ごとの送配電非関連固定費の当該送配電非関連固定費の合計額に占める割合
二　（略）	（略）	第十条の規定により整理された二需要種別ごとの送配電非関連可変費の当該送配電非関連可変費の合計額に占める割合
三　（略）	（略）	第十条の規定により整理された二需要種別ごとの需要家費の当該需要家費の合計額に占める割合

第十三条　（略）

2　事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により、二需要種別それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一　（略）	（略）	第十条から第十二条までの規定により整理された二需要種別ごとの送配電非関連固定費の当該送配電非関連固定費の合計額に占める割合
二　（略）	（略）	第十条から第十二条までの規定により整理された二需要種別ごとの送配電非関連可変費の当該送配電非関連可変費の合計額に占める割合
三　（略）	（略）	第十条から第十二条までの規定により整理された二需要種別ごとの需要家費の当該需要家費の合計額に占める割合

一　（略）	（略）	第十条の規定により整理された二需要種別又は三需要種別ごとの送配電非関連固定費の当該送配電非関連固定費の合計額に占める割合
二　（略）	（略）	第十条の規定により整理された二需要種別又は三需要種別ごとの送配電非関連可変費の当該送配電非関連可変費の合計額に占める割合
三　（略）	（略）	第十条の規定により整理された二需要種別又は三需要種別ごとの需要家費の当該需要家費の合計額に占める割合

第十三条　（略）

2　事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により、二需要種別又は三需要種別それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一　（略）	（略）	第十条から第十二条までの規定により整理された二需要種別又は三需要種別ごとの送配電非関連固定費の当該送配電非関連固定費の合計額に占める割合
二　（略）	（略）	第十条から第十二条までの規定により整理された二需要種別又は三需要種別ごとの送配電非関連可変費の当該送配電非関連可変費の合計額に占める割合
三　（略）	（略）	第十条から第十二条までの規定により整理された二需要種別又は三需要種別ごとの需要家費の当該需要家費の合計額に占める割合

第十四条　（略）

２　事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により、二需要種別それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一　（略）	（略）	
二　（略）	第十条から前条までの規定により整理された二需要種別ごとの送配電非関連固定費の当該送配電非関連固定費の合計額に占める割合	
	第十条から前条までの規定により整理された二需要種別ごとの送配電非関連可変費の当該送配電非関連可変費の合計額に占める割合	
三　（略）	（略）	
	第十条から前条までの規定により整理された二需要種別ごとの需要家費の当該需要家費の合計額に占める割合	

第十五条　事業者は、送配電非関連費のうちの総追加固定費、総追加可変費及び総追加需要家費として、第十一条から前条までの規定により整理された送配電非関連費のうちの追加固定費、追加可変費及び追加需要家費の合計額を、二需要種別ごとに整理しなければならない。

第十六条　事業者は、次の各号に掲げる費用を、それぞれ当該各号に定める費用に整理し、特定需要について、様式第七により送配電非関連費及び送配電関連費等計算表を作成しなければならない。

一～三　（略）

（供給区域別料金の決定等）

第十八条　料金は、特定需要の前条の規定により整理された総固定費、総可変費、総需要家費及び総送配電関連費の合計額（以下「特定需要原価等」という。）と原価算定期間における特定需要の料金収入が一致するように設定されなければならない。

第十四条　（略）

２　事業者は、次の表の上欄に掲げる送配電非関連費の額を、同表の中欄に掲げる割合により、二需要種別又は三需要種別それぞれに係るものに配分し、同表の下欄に掲げる区分に整理しなければならない。

一　（略）	（略）	
二　（略）	第十条から前条までの規定により整理された二需要種別又は三需要種別ごとの送配電非関連固定費の当該送配電非関連固定費の合計額に占める割合	
	第十条から前条までの規定により整理された二需要種別又は三需要種別ごとの送配電非関連可変費の当該送配電非関連可変費の合計額に占める割合	
三　（略）	（略）	
	第十条から前条までの規定により整理された二需要種別又は三需要種別ごとの需要家費の当該需要家費の合計額に占める割合	

第十五条　事業者は、送配電非関連費のうちの総追加固定費、総追加可変費及び総追加需要家費として、第十一条から前条までの規定により整理された送配電非関連費のうちの追加固定費、追加可変費及び追加需要家費の合計額を、二需要種別又は三需要種別ごとに整理しなければならない。

第十六条　事業者は、次の各号に掲げる費用を、それぞれ当該各号に定める費用に整理し、特定需要又は特定二需要種別（特定高圧需要及び特定低圧需要をいう。以下同じ。）について、様式第七により送配電非関連費及び送配電関連費等計算表を作成しなければならない。

一～三　（略）

（供給区域別料金の決定等）

第十八条　料金は、特定需要又は特定二需要種別ごとの前条の規定により整理された総固定費、総可変費、総需要家費及び総送配電関連費の合計額（以下それぞれ「特定需要原価等」又は「特定二需要種別原価等」という。）と原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入が一致するように設定されなければならない。

２　事業者は、特定需要原価等を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特定需要原価等の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。なお、法第十七条の二第一項に規定する経済産業省令で定める期間（以下「算定期間」という。）内において、一般送配電事業者が託送供給等に係る料金を事業年度ごとに変動させる場合にあっては、第十六条第二号の規定により算定された送配電関連費及び同条第三号の規定により算定された配電関連費における事業年度ごとの差異を勘案して、事業年度ごとの料金を設定しなければならない。

３～５　（略）

６　事業者は、原価算定期間における特定需要の料金収入を、第二項及び前項の規定により設定する料金並びに供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。

７　事業者は、第一項に規定する特定需要原価等と前項により算定した原価算定期間における特定需要の料金収入を整理し、様式第八により特定需要原価等と料金収入の比較表を作成しなければならない。

（燃料費等の変動額認可料金の算定）

第十九条　（略）

２・３　（略）

４　事業者は、二需要種別ごとに、前項の規定により整理された送配電非関連可変費の額を、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第九条第四項第四号の規定により算定した割合（この項の規定により配分した場合はその割合）により配分し、特別変動可変費に整理しなければならない。

５　事業者は、送配電非関連費について、前項の規定により整理された特別変動可変費を基に、特定需要について、様式第十一により特別送配電非関連費計算表を作成し、様式第十二により特別原価等集計表を作成しなければならない。

６　料金は、特定需要の前項の規定により整理された特別変動可変費と、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項、第二十一条第六項又は第二十二条第六項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。

７　事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の特定需要原価等及び特別変動可変費並びに第四項の規定により整理された特別変動可変費、第二十一条第四項の規定により整理された特定変動可変費又は第二十二条第四項の規定により整理された特殊変動費を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特別変動可変費の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。

８・９　（略）

２　事業者は、特定需要原価等又は特定二需要種別原価等を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特定需要原価等又は特定二需要種別原価等の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。なお、法第十七条の二第一項に規定する経済産業省令で定める期間（以下「算定期間」という。）内において、一般送配電事業者が託送供給等に係る料金を事業年度ごとに変動させる場合にあっては、第十六条第二号の規定により算定された送配電関連費及び同条第三号の規定により算定された配電関連費における事業年度ごとの差異を勘案して、事業年度ごとの料金を設定しなければならない。

３～５　（略）

６　事業者は、原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入を、第二項及び前項の規定により設定する料金並びに供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。

７　事業者は、第一項に規定する特定需要原価等又は特定二需要種別原価等と前項により算定した原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入を整理し、様式第八により特定需要原価等と料金収入の比較表を作成しなければならない。

（燃料費等の変動額認可料金の算定）

第十九条　（略）

２・３　（略）

４　事業者は、二需要種別又は三需要種別ごとに、前項の規定により整理された送配電非関連可変費の額を、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第九条第四項第四号又は同条第七項において読み替えて準用する同条第四項第四号の規定により算定した割合（この項の規定により配分した場合はその割合）により配分し、特別変動可変費に整理しなければならない。

５　事業者は、送配電非関連費について、前項の規定により整理された特別変動可変費を基に、特定需要又は特定二需要種別ごとについて、様式第十一により特別送配電非関連費計算表を作成し、様式第十二により特別原価等集計表を作成しなければならない。

６　料金は、特定需要又は特定二需要種別ごとの前項の規定により整理された特別変動可変費と、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入及びこの項、第二十一条第六項又は第二十二条第六項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。

７　事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の特定需要原価等又は特定二需要種別原価等及び特別変動可変費並びに第四項の規定により整理された特別変動可変費、第二十一条第四項の規定により整理された特定変動可変費又は第二十二条第四項の規定により整理された特殊変動費を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特別変動可変費の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。

８・９　（略）

10　事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項、第二十一条第十項又は第二十二条第十項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を、第七項及び前項の規定により設定する料金、変更前の特定小売供給約款で設定した料金及び特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。

11　事業者は、第六項に規定する特別変動可変費と、前項の規定により算定した特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項、第二十一条第十一項又は第二十二条第十一項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を整理し、様式第十三により特別変動可変費と料金収入の変動分の比較表を作成しなければならない。

（変動額届出料金の算定）

第二十一条　（略）

2・3　（略）

4　事業者は、二需要種別ごとに、前項の規定により整理された送配電非関連可変費の合計額を、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第九条第四項第四号（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により算定した割合（この号の規定により配分した場合はその割合）により配分し、特定変動可変費に整理しなければならない。

5　事業者は、送配電非関連費について、前項の規定により整理された特定変動可変費を基に、特定需要について、様式第十六により特定送配電非関連費計算表を作成し、様式第十七により特定原価等集計表を作成しなければならない。

6　料金は、特定需要の前項の規定により整理された特定変動可変費と、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項、第十九条第六項又は次条第六項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。

7　事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の特定需要原価等及び特定変動可変費並びに第四項の規定により整理された特定変動可変費、第十九条第四項の規定により整理された特別変動可変費又は次条第四項の規定により整理された特殊変動費を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特定変動可変費の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。

8・9　（略）

10　事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入及びこの項、第二十一条第十項又は第二十二条第十項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分を、第七項及び前項の規定により設定する料金、変更前の特定小売供給約款で設定した料金及び特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。

11　事業者は、第六項に規定する特別変動可変費と、前項の規定により算定した特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項の規定により定められた原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入及びこの項、第二十一条第十一項又は第二十二条第十一項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分を整理し、様式第十三により特別変動可変費と料金収入の変動分の比較表を作成しなければならない。

（変動額届出料金の算定）

第二十一条　（略）

2・3　（略）

4　事業者は、二需要種別又は三需要種別ごとに、前項の規定により整理された送配電非関連可変費の合計額を、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第九条第四項第四号又は同条第七項において読み替えて準用する同条第四項第四号（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により算定した割合（この号の規定により配分した場合はその割合）により配分し、特定変動可変費に整理しなければならない。

5　事業者は、送配電非関連費について、前項の規定により整理された特定変動可変費を基に、特定需要又は特定二需要種別ごとについて、様式第十六により特定送配電非関連費計算表を作成し、様式第十七により特定原価等集計表を作成しなければならない。

6　料金は、特定需要又は特定二需要種別ごとの前項の規定により整理された特定変動可変費と、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入及びこの項、第十九条第六項又は次条第六項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。

7　事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の特定需要原価等又は特定二需要種別原価等及び特定変動可変費並びに第四項の規定により整理された特定変動可変費、第十九条第四項の規定により整理された特別変動可変費又は次条第四項の規定により整理された特殊変動費を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特定変動可変費の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。

8・9　（略）

10　事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項、第十九条第十項又は次条第十項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を、第七項及び前項の規定により設定する料金、変更前の特定小売供給約款で設定した料金及び特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。

11　事業者は、第六項に規定する特定変動可変費と、前項の規定により算定した特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項、第十九条第十一項又は次条第十一項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を整理し、様式第十八により特定変動可変費と料金収入の変動分の比較表を作成しなければならない。

（送配電関連費等の変動額届出料金の算定）

第二十二条　（略）

2・3　（略）

4　事業者は、二需要種別ごとに、前項の規定により送配電非関連固定費に整理された特殊変動額のうち第二項第三号に係る部分を、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第九条第五項の規定により算定した割合（この項の規定により配分した場合はその割合）により配分することにより追加固定費に整理し、送配電非関連固定費に整理された特殊変動額のうち第二項第四号及び第五号に係る部分を、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第九条第五項の規定により算定した割合（この項の規定により配分した場合はその割合）により配分することにより特殊変動固定費に整理し、二需要種別ごとに、前項の規定により送配電非関連可変費に整理された特殊変動額を、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第九条第四項第四号（第二十条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により算定した割合（この項の規定により配分した場合はその割合）により配分することにより特殊変動可変費に整理し、送配電関連費及び配電関連費に整理された特殊変動額並びに追加固定費、特殊変動固定費及び特殊変動可変費に整理された特殊変動額を、特殊変動費として整理しなければならない。

10　事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入及びこの項、第十九条第十項又は次条第十項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分を、第七項及び前項の規定により設定する料金、変更前の特定小売供給約款で設定した料金及び特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。

11　事業者は、第六項に規定する特定変動可変費と、前項の規定により算定した特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項（前条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入及びこの項、第十九条第十一項又は次条第十一項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分を整理し、様式第十八により特定変動可変費と料金収入の変動分の比較表を作成しなければならない。

（送配電関連費等の変動額届出料金の算定）

第二十二条　（略）

2・3　（略）

4　事業者は、二需要種別又は三需要種別ごとに、前項の規定により送配電非関連固定費に整理された特殊変動額のうち第二項第四号及び第五号に係る部分を、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第九条第五項又は同条第七項の規定により算定した割合（この項の規定により配分した場合はその割合）により配分することにより追加固定費に整理し、送配電非関連固定費に整理された特殊変動額のうち第二項第三号に係る部分を、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第九条第五項又は同条第七項において読み替えて準用する同条第五項の規定により算定した割合（この項の規定により配分した場合はその割合）により配分することにより特殊変動固定費に整理し、二需要種別又は三需要種別ごとに、前項の規定により送配電非関連可変費に整理された特殊変動額を、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第九条第四項第四号又は同条第七項において読み替えて準用する同条第四項第四号（第二十条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により算定した割合（この項の規定により配分した場合はその割合）により配分することにより特殊変動可変費に整理し、送配電関連費及び配電関連費に整理された特殊変動額並びに追加固定費、特殊変動固定費及び特殊変動可変費に整理された特殊変動額を、特殊変動費として整理しなければならない。

5　事業者は、送配電関連費、配電関連費及び送配電非関連費について、前項の規定により整理された特殊変動費を基に、特定需要について、様式第二十により特殊送配電関連費等計算表を作成し、様式第二十一により特殊原価等集計表を作成しなければならない。

6　料金は、特定需要の前項の規定により整理された特殊変動費と、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項（第二十条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項、第十九条第六項又は前条第六項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。

7　事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の特定需要原価等及び特殊変動費並びに第四項の規定により整理された特殊変動費、第十九条第四項の規定により整理された特別変動可変費又は前条第四項の規定により整理された特定変動可変費を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特殊変動費の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。ただし、合理的な理由がある場合には、配電事業者の供給区域にあっては、一般送配電事業者の供給区域と同額の料金を設定することができる。なお、算定期間内において、一般送配電事業者が託送供給等に係る料金を事業年度ごとに変動させる場合にあっては、第十六条第二号の規定により算定された送配電関連費及び同条第三号の規定により算定された配電関連費における事業年度ごとの差異を勘案して、事業年度ごとの料金を設定しなければならない。

8・9　（略）

10　事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項（第二十条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項、第十九条第十項又は前条第十項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を、第七項及び前項の規定により設定する料金、変更前の特定小売供給約款で設定した料金及び特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。

11　事業者は、第四項の規定により整理された特殊変動費と、前項の規定により算定した特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項（第二十条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における特定需要の料金収入及びこの項、第十九条第十一項又は前条第十一項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要の料金収入の変動分の比較表を作成しなければならない。

5　事業者は、送配電関連費、配電関連費及び送配電非関連費について、前項の規定により整理された特殊変動費を基に、特定需要又は特定二需要種別ごとについて、様式第二十により特殊送配電関連費等計算表を作成し、様式第二十一により特殊原価等集計表を作成しなければならない。

6　料金は、特定需要又は特定二需要種別ごとの前項の規定により整理された特殊変動費と、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項（第二十条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入及びこの項、第十九条第六項又は前条第六項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分が一致するように設定されなければならない。

7　事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の特定需要原価等又は特定二需要種別原価等及び特殊変動費並びに第四項の規定により整理された特殊変動費、第十九条第四項の規定により整理された特別変動可変費又は前条第四項の規定により整理された特定変動可変費を基に、契約種別ごとの電気の使用形態、電気の使用期間、電気の計量方法等による特殊変動費の差異を勘案して設定した基準により契約種別ごとの料金を設定しなければならない。ただし、合理的な理由がある場合には、配電事業者の供給区域にあっては、一般送配電事業者の供給区域と同額の料金を設定することができる。なお、算定期間内において、一般送配電事業者が託送供給等に係る料金を事業年度ごとに変動させる場合にあっては、第十六条第二号の規定により算定された送配電関連費及び同条第三号の規定により算定された配電関連費における事業年度ごとの差異を勘案して、事業年度ごとの料金を設定しなければならない。

8・9　（略）

10　事業者は、特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項（第二十条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入及びこの項、第十九条第十項又は前条第十項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分を、第七項及び前項の規定により設定する料金、変更前の特定小売供給約款で設定した料金及び特定小売供給約款で設定した料金を算定した際の供給計画等に基づく契約電力、販売電力量等の電気の使用に係る値の予測値により算定しなければならない。

11　事業者は、第四項の規定により整理された特殊変動費と、前項の規定により算定した特定小売供給約款で設定した料金を算定した際に第二条第一項（第二十条第一項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定により定められた原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入及びこの項、第十九条第十一項又は前条第十一項の規定により算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分を基に算定した当該原価算定期間における特定需要又は特定二需要種別ごとの料金収入の変動分の比較表を作成しなければならない。

様式第六の二を削る。
様式第七から様式第八まで、様式第十二から様式第十三まで、様式第十七から様式第十八まで、及び様式第二十一から様式第二十二を次のように改める。

様式第７（第16条関係）

送配電非関連費及び送配電関連費等計算表　（単位：千円）

		送配電非関連費									送配電関連費	配電関連費	合計				
		固定費			可変費			需要家費			託送供給費用相当額	託送供給費用相当額					
		固有	追加	計	固有	追加	計	固有	追加	計	計	計	固有	追加	送配電関連費	配電関連費	計
特定需要	初年度																
	二年度																
	三年度																
原価算定期間計																	

（記載注意）
1　固有の欄には第10条第２項で整理された固有固定費、固有可変費及び固有需要家費を、追加の欄には第15条で整理された総追加固定費、総追加可変費及び総追加需要家費を、記載すること。
2　法第17条の２第１項に規定する経済産業省令で定める期間内において、託送供給等に係る料金単価が年度ごとに変動する場合にあっては、年度ごとに作成すること。

注　様式第１の注１及び２と同様とすること。

様式第８（第18条第７項関係）

特定需要原価等と料金収入の比較表　単位：千円）

		固定費	可変費	需要家費	送配電関連費	配電関連費	合計	販売電力量（10^6kWh）	単価（円/kWh）	想定料金収入
特定需要	初年度									
	二年度									
	三年度									
原価算定期間計										

（記載注意）
法第17条の２第１項に規定する経済産業省令で定める期間内において、託送供給等に係る料金単価が年度ごとに変動する場合にあっては、年度ごとに作成すること。ただし、この場合においては、原価算定期間計における単価（円/kWh）の記載を省略することができる。

注　様式第１の注１及び２と同様とすること。

様式第12（第19条第５項関係）

特別原価等集計表

（単位：千円）

	可　変　費
特定需要	

注　様式第１の注１及び２と同様とすること。

様式第13（第19条第11項関係）

特別変動可変費と料金収入の変動分の比較表　（単位：千円）

		固定費	可変費	需要家費	送配電関連費	配電関連費	合計	販売電力量（10^6kWh）	単価（円/kWh）	想定料金収入
特定需要	初年度		（　）				（　）		（　）	（　）
	二年度								（　）	
	三年度								（　）	
原価算定期間計			（　）				（　）		（　）	（　）

（記載注意）
１　特定需要の（　）内には、特別変動可変費に係る費用等を内数として記載すること。
２　法第17条の２第１項に規定する経済産業省令で定める期間内において、託送供給等に係る料金単価が年度ごとに変動する場合にあっては、年度ごとに作成すること。ただし、この場合においては、原価算定期間計における単価（円/kWh）の記載を省略することができる。

注　様式第１の注１及び２と同様とすること。

様式第17（第21条第５項関係）

特定原価等集計表

（単位：千円）

	可　変　費
特定需要	

注　様式第１の注１及び２と同様とすること。

様式第18（第21条第11項関係）

特定変動可変費と料金収入の変動分の比較表　（単位：千円）

	固定費	可変費	需要家費	送配電関連費	配電関連費	合計	販売電力量（10^6kWh）	単価（円/kWh）	想定料金収入
特定需要		（　）				（　）		（　）	（　）

（記載注意）
特定需要の（　）内には、特定変動可変費に係る費用等を内数として記載すること。

注　様式第１の注１及び２と同様とすること。

様式第21（第22条第５項関係）

特殊原価等集計表

（単位：千円）

	変動費
特定需要	

注 様式第１の注１及び２と同様とすること。

様式第22（第22条第11項関係）

特殊変動費と料金収入の変動分の比較表　（単位：千円）

		固定費	可変費	需要家費	送配電関連費	配電関連費	合計	販売電力量（10^6kWh）	単価（円/kWh）	想定料金収入
特定需要	初年度				（　）	（　）			（　）	
	二年度				（　）	（　）	（　）		（　）	（　）
	三年度				（　）	（　）			（　）	
原価算定期間計					（　）	（　）	（　）		（　）	（　）

（記載注意）
1　特定需要の（　）内には、特殊変動費に係る費用等を内数として記載すること。
2　法第17条の２第１項に規定する経済産業省令で定める期間内において、託送供給等に係る料金単価が年度ごとに変動する場合にあっては、年度ごとに作成すること。ただし、この場合においては、原価算定期間計における単価（円/kWh）の記載を省略することができる。

注　様式第１の注１及び２と同様とすること。

（みなし小売電気事業者部門別収支計算規則の一部改正）

第三条　みなし小売電気事業者部門別収支計算規則（平成二十八年経済産業省令第四十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第１（第２条関係） 事業者に係る部門別収支配分基準 １．　（略） ２．事業に係る収益及び費用のうち、電気事業営業収益及び財務収益を電気事業収益の欄に、電気事業営業費用及び電気事業財務費用を電気事業費用の欄に、附帯事業営業収益、事業外収益、渇水準備引当金取崩し（貸方）、原子力発電工事償却準備引当金取崩し（貸方）及び特別利益を電気事業外収益の欄に、附帯事業営業費用、附帯事業財務費用、事業外費用、渇水準備金引当、原子力発電工事償却準備金引当及び特別損失を電気事業外費用の欄に、法人税等及び国際最低課税額に対する法人税等を法人税の欄に整理すること。なお、電気事業営業費用については、発生の主な原因を勘案して、水力発電費、火力発電費（汽力発電費及び内燃力発電費をいう。以下同じ。）、原子力発電費、新エネルギー等発電等費、他社購入電力料（特定抑制依頼に係る費用を含む。）、販売費（特定抑制依頼に係る費用を除く。以下同じ。）、休止設備費、貸付設備費、一般管理費、接続供給託送料（沖縄電力株式会社（以下「沖縄電力」という。）にあっては、非特定需要、特定需要に応ずる電気の供給に係る託送供給に要する費用に相当する額（その小売電気事業等を行うために沖縄電力が使用する電気に係る託送供給に要する費用に相当する額を含む。）を含む。）及びその他に整理すること。 ３．～４．　（略） ５．２．により各欄に整理された額のうち、３．及び４．に掲げるもの以外のものを、それぞれ次の方法により、それぞれ、各部門に配分することにより整理すること。 ⑴～⑸　（略） ⑹　⑸により整理された送配電非関連固定費用を、次に掲げる基準により、二需要種別に配分することにより整理すること。 ①　送配電非関連需要について、次の割合及び値を算定すること。 １）　二需要種別の最大電力を合計した値のうちに二需要種別ごとの最大電力の占める割合 ２）　二需要種別の夏期尖頭時責任電力を合計した値のうちに二需要種別ごとの夏期尖頭時責任電力の占める割合 ３）　二需要種別の冬期尖頭時責任電力を合計した値のうちに二需要種別ごとの冬期尖頭時責任電力の占める割合 ４）　二需要種別の発受電等量を合計した値のうちに二需要種別ごとの発受電等量の占める割合 ５）　二需要種別ごとに、１）の割合に２を、２）の割合に0.5を、３）の割合に0.5を、４）の割合に１を乗じて得た合計の値を４で除して得た値 ②　送配電非関連固定費用を、送配電非関連需要についての①５）の値により、二需要種別ごとに、配分することにより整理すること。	**別表第１**（第２条関係） 事業者に係る部門別収支配分基準 １．　（略） ２．事業に係る収益及び費用のうち、電気事業営業収益及び財務収益を電気事業収益の欄に、電気事業営業費用及び電気事業財務費用を電気事業費用の欄に、附帯事業営業収益、事業外収益、渇水準備引当金取崩し（貸方）、原子力発電工事償却準備引当金取崩し（貸方）及び特別利益を電気事業外収益の欄に、附帯事業営業費用、附帯事業財務費用、事業外費用、渇水準備金引当、原子力発電工事償却準備金引当及び特別損失を電気事業外費用の欄に、法人税等及び国際最低課税額に対する法人税等を法人税の欄に整理すること。なお、電気事業営業費用については、発生の主な原因を勘案して、水力発電費、火力発電費（汽力発電費及び内燃力発電費をいう。以下同じ。）、原子力発電費、新エネルギー等発電等費、他社購入電力料（特定抑制依頼に係る費用を含む。）、販売費（特定抑制依頼に係る費用を除く。以下同じ。）、休止設備費、貸付設備費、一般管理費、接続供給託送料（沖縄電力株式会社（以下「沖縄電力」という。）にあっては、非特定需要、特定高圧需要及び特定低圧需要に応ずる電気の供給に係る託送供給に要する費用に相当する額（その小売電気事業等を行うために沖縄電力が使用する電気に係る託送供給に要する費用に相当する額を含む。）を含む。）及びその他に整理すること。 ３．～４．　（略） ５．２．により各欄に整理された額のうち、３．及び４．に掲げるもの以外のものを、それぞれ次の方法により、それぞれ、各部門に配分することにより整理すること。 ⑴～⑸　（略） ⑹　⑸により整理された送配電非関連固定費用を、次に掲げる基準により、二需要種別又は三需要種別に配分することにより整理すること。 ①　送配電非関連需要について、次の割合及び値を算定すること。 １）　二需要種別又は三需要種別の最大電力を合計した値のうちに二需要種別又は三需要種別ごとの最大電力の占める割合 ２）　二需要種別又は三需要種別の夏期尖頭時責任電力を合計した値のうちに二需要種別又は三需要種別ごとの夏期尖頭時責任電力の占める割合 ３）　二需要種別又は三需要種別の冬期尖頭時責任電力を合計した値のうちに二需要種別又は三需要種別ごとの冬期尖頭時責任電力の占める割合 ４）　二需要種別又は三需要種別の発受電等量を合計した値のうちに二需要種別又は三需要種別ごとの発受電等量の占める割合 ５）　二需要種別又は三需要種別ごとに、１）の割合に２を、２）の割合に0.5を、３）の割合に0.5を、４）の割合に１を乗じて得た合計の値を４で除して得た値 ②　送配電非関連固定費用を、送配電非関連需要についての①５）の値により、二需要種別又は三需要種別ごとに、配分することにより整理すること。

(7)　(3)により整理された販売需要家費用を、送配電非関連需要に係る二需要種別の口数の合計のうちに二需要種別ごとの口数の占める割合により、二需要種別ごとに、配分することにより整理すること。

(8)　(5)により整理された送配電非関連可変費用を、(6)①４）の値により、二需要種別ごとに配分することにより整理すること。

(9)　(6)から(8)までにより整理された二需要種別ごとの費用のうち、特定需要に係る費用を特定需要部門の欄に、非特定需要に係る費用を一般需要部門の欄に整理すること。

(10)　(3)により整理された一般販売費用に、次の割合を乗じて得た額を、それぞれ次の部門の欄に整理すること。

①　(6)から(8)までにより整理された送配電非関連費用（一般販売費用を除く。以下この(10)において同じ。）の合計額のうちに、(6)から(8)までで整理された特定需要に係る送配電非関連費用の額の占める割合　特定需要部門

②　（略）

６．～８．　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　沖縄電力株式会社（以下「沖縄電力」という。）は、令和八年四月一日以降に、電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令（平成二十七年経済産業省令第五十六号）第二十条第四号に規定する料金を変更しようとする場合には、この省令の施行の日前においても、第二条の規定による改正後のみなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則の規定の例により、電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号。以下この条において「一部改正法」という。）附則第十八条第一項の認可を受け、又は同条第四項若しくは一部改正法附則第十六条第四項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第一条の規定による改正前の電気事業法（次条において「旧法」という。）第十九条第四項の届出をすることができる。

第三条　沖縄電力は、令和八年一月十六日までに、第一条の規定による改正後の旧電気事業法施行規則第二条の二の要件に該当する旧法第二条第一項第七号に規定する特定規模需要に係る電気事業法（以下この条において「法」という。）第二十条第一項の約款を定め、電気事業法施行規則様式第二十一の最終保障供給に係る約款届出書に、当該約款及び料金の算出の根拠又は電気の使用者の負担となるべき金額の算出の根拠若しくは金額の決定の方法に関する説明書を添えて、経済産業大臣に届け出なければならない。

２　法第二十条第三項の規定は、前項の規定による届出に係る約款（以下この条において「最終保障供給約款」という。）について準用する。

３　第一項の規定は、前項において準用する法第二十条第三項の規定による命令により変更の届出をする場合について準用する。この場合において、第一項中「令和八年一月十六日」とあるのは「令和八年三月六日」と、「様式第二十一の最終保障供給に係る約款届出書」とあるのは「様式第二十二の最終保障供給約款変更届出書」と、「料金の算出の根拠又は電気の使用者の負担となるべき金額の算出の根拠若しくは金額の決定の方法に関する説明書」とあるのは「電気事業法施行規則第二十七条第二項第一号から第三号までに定める書類」と読み替えるものとする。

４　法第二十条第四項において準用する法第十八条第十二項の規定による最終保障供給約款の公表は、次の各号に掲げる最終保障供給約款に応じそれぞれ当該各号に定める日までに、その供給区域（離島等を除く。）における営業所及び事務所に据え置くとともに、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない。

一　第一項の規定による最終保障供給約款　令和八年一月十六日

二　前項において準用する第一項の規定による最終保障供給約款　令和八年三月六日

５　この省令の施行前に第一項の規定による届出をした最終保障供給約款（第三項において準用する第一項の規定により最終保障供給約款の変更の届出をした場合にあっては、当該変更後の最終保障供給約款）は、この省令の施行の日に法第二十条第一項の規定による届出をした約款とみなす。

第四条　第三条の規定による改正後のみなし小売電気事業者部門別収支計算規則の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る会計整理について適用し、同日前に終了する事業年度に係る会計整理については、なお従前の例による。

（電気事業法施行規則の一部改正）

第五条　電気事業法施行規則の一部を次のように改正する。

第四十五条の二十一の十五第二項中「第四十五条の二十一の十七第一項」を「第四十五条の二十一の十七第一項」に改める。

(7)　(3)により整理された販売需要家費用を、送配電非関連需要に係る二需要種別又は三需要種別の口数の合計のうちに二需要種別又は三需要種別ごとの口数の占める割合により、二需要種別又は三需要種別ごとに、配分することにより整理すること。

(8)　(5)により整理された送配電非関連可変費用を、(6)①４）の値により、二需要種別又は三需要種別ごとに配分することにより整理すること。

(9)　(6)から(8)までにより整理された二需要種別又は三需要種別ごとの費用のうち、特定需要又は特定高圧需要及び特定低圧需要に係る費用を特定需要部門の欄に、非特定需要に係る費用を一般需要部門の欄に整理すること。

(10)　(3)により整理された一般販売費用に、次の割合を乗じて得た額を、それぞれ次の部門の欄に整理すること。

①　(6)から(8)までにより整理された送配電非関連費用（一般販売費用を除く。以下この(10)において同じ。）の合計額のうちに、(6)から(8)までで整理された特定需要又は特定高圧需要及び特定低圧需要に係る送配電非関連費用の額の占める割合　特定需要部門

②　（略）

６．～８．　（略）

法規的告示

○国土交通省告示第九百四十八号

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十月十五日

国土交通大臣　中野　洋昌

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程の一部を改正する告示

公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程（平成二十六年国土交通省告示第千百七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表

（三）横断型業務

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件
全施設	データ管理（ＢＩＭ／ＣＩＭ）を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力と	業務の管理及びデータ管理（ＢＩＭ／ＣＩＭ）を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力と	業務の管理及びデータ管理（ＢＩＭ／ＣＩＭ）を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力と	１　ＢＩＭ／ＣＩＭに関する専門知識を有することを確認するものであること ２　ＢＩＭ／ＣＩＭに係る最新の基準、要領に関する知識を有することを確認するものであること ３　ＢＩＭ／ＣＩＭに関し、実務経験を有する者を対象としていること

改正前

別表

（三）横断型業務

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件
全施設	データ管理（ＢＩＭ／ＣＩＭ）を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力と	業務の管理及びデータ管理（ＢＩＭ／ＣＩＭ）を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力と	業務の管理及びデータ管理（ＢＩＭ／ＣＩＭ）を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力と	１　ＢＩＭ／ＣＩＭに関する専門知識を有することを確認するものであること ２　ＢＩＭ／ＣＩＭに係る最新の基準、要領に関する知識を有することを確認するものであること ３　ＢＩＭ／ＣＩＭに関し、実務経験を有する者を対象としていること

建設情報システム整備・管理（建設情報システムのうち、土木分野で利用する情報システムの企画、開発、運用及び保守を行う業務に限る。）	業務の管理及び統括等を行う者（管理技術者）	土木分野で利用する情報システムの企画・要件定義、開発、運用及び保守を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力	1　土木分野で利用する情報システムに関する知識を有することを確認するものであること 2　土木分野で利用する情報システムの開発業務に関し、的確な課題解決能力を有することを過去の実務経験によって確認するものであること
（略）			

（略）			

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

免責許可決定

国立研究開発法人理化学研究所令和６事業年度財務諸表に関する公告

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項に基づき、令和６事業年度国立研究開発法人理化学研究所の財務諸表について次の通り公告します。なお、同法第38条第４項の規定により附属明細書その他主務省令で定める書類は当法人のウェブサイト（https://www.riken.jp/about/disclosure/zaigen/）に掲載しております。

令和７年10月15日

埼玉県和光市広沢２番１号
国立研究開発法人理化学研究所
理事長　五神　　真

貸　借　対　照　表

（令和７年３月31日）

（単位：円）

資産の部			
Ⅰ　流動資産			
現金及び預金		29,457,462,525	
売掛金		351,928,589	
棚卸資産		148,660,214	
前払費用		54,078,821	
未収金		140,568,712	
賞与引当金見返(注)		366,267,928	
流動資産合計			30,518,966,789
Ⅱ　固定資産			
1　有形固定資産			
建物	236,666,536,620		
減価償却累計額	△136,994,538,563		
減損損失累計額	△112,357,983	99,559,640,074	
構築物	12,738,152,649		
減価償却累計額	△9,785,838,519		
減損損失累計額	△8,587,059	2,943,727,071	
機械装置	203,683,638,549		
減価償却累計額	△175,468,757,168		
減損損失累計額	△18,242,700	28,196,638,681	
車両運搬具	26,001,864		
減価償却累計額	△23,865,421	2,136,443	
工具器具備品	199,733,971,342		
減価償却累計額	△174,551,204,826		
減損損失累計額	△1	25,182,766,515	
土地		60,213,795,235	
図書		797,136,846	
建設仮勘定		3,635,887,002	
その他の有形固定資産		28,410,000	
有形固定資産合計		220,560,137,867	
2　無形固定資産			
特許権等		375,700,730	
水道等施設利用権		1,420,966	
ソフトウェア		221,420,080	
電話加入権		819,000	
工業所有権仮勘定		566,897,288	
無形固定資産合計		1,166,258,064	
3　投資その他の資産			
関係会社株式		382,724,711	
退職給付引当金見返(注)		5,969,219,585	
敷金		5,516,261	
その他の資産		387,414	
投資その他の資産合計		6,357,847,971	
固定資産合計			228,084,243,902
資産合計			258,603,210,691
負債の部			
Ⅰ　流動負債			
預り寄附金(注)		125,057,119	
買掛金		9,303,144,363	
未払金		14,667,076,616	
未払費用		723,034,179	
未払法人税等		31,830,000	
未払消費税等		324,408,600	
契約負債		1,851,506,539	
前受金		536,405,616	
預り金		1,754,271,763	
リース債務		1,995,033,624	
ＰＦＩ債務		512,819,047	
賞与引当金		366,267,928	
流動負債合計			32,190,855,394

Ⅱ　固定負債				
資産見返負債㈱				
資産見返運営費交付金㈱	21,672,823,101			
資産見返補助金等㈱	20,962,657,815			
資産見返寄附金㈱	3,103,746,288			
建設仮勘定見返運営費交付金㈱	522,641,193			
建設仮勘定見返施設費㈱	1,766,384,560			
建設仮勘定見返補助金等㈱	47,651,560	48,075,904,517		
長期預り寄附金㈱		429,601,867		
長期リース債務		4,706,075,722		
長期ＰＦＩ債務		3,897,695,221		
退職給付引当金		5,969,219,585		
固定負債合計			63,078,496,912	
負債合計				95,269,352,306
純資産の部				
Ⅰ　資本金				
政府出資金		250,749,694,556		
地方公共団体出資金		12,642,763,163		
民間出資金		157,069,496		
資本金合計			263,549,527,215	
Ⅱ　資本剰余金				
資本剰余金		132,921,760,037		
その他行政コスト累計額㈱		△249,793,844,502		
減価償却相当累計額㈱		△219,305,618,903		
減損損失相当累計額㈱		△112,972,970		
承継資産に係る費用相当累計額㈱		△39,270,000		
除売却差額相当累計額㈱		△30,335,982,629		
資本剰余金合計			△116,872,084,465	
Ⅲ　利益剰余金				
前中長期目標期間繰越積立金㈱		863,145,183		
積立金		15,322,308,914		
当期未処分利益		178,986,827		
（うち当期総利益		178,986,827）		
利益剰余金合計			16,364,440,924	
Ⅳ　評価・換算差額等				
関係会社株式評価差額金		291,974,711		
評価・換算差額等合計			291,974,711	
純資産合計				163,333,858,385
負債純資産合計				258,603,210,691

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

行　政　コ　ス　ト　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　損益計算書上の費用		
研究費	142,993,509,214	
一般管理費	4,224,322,260	
財務費用	132,815,674	
雑損	76,592,482	
臨時損失	226,795,192	
法人税、住民税及び事業税	31,830,000	
損益計算書上の費用合計		147,685,864,822
Ⅱ　その他行政コスト		
減価償却相当額	5,155,077,646	
減損損失相当額	0	
除売却差額相当額	269,320	
その他の行政コスト合計		5,155,346,966
Ⅲ　行政コスト		152,841,211,788

損　益　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

経常費用		
研究費		
職員等給与	26,800,401,505	
法定福利費	3,722,854,876	
退職給付費用	△345,941,015	
研究資材費	10,269,228,963	
役務費	12,317,518,464	
水道光熱費	14,741,657,600	
保守費	12,501,606,472	

旅費	2,343,726,809		
運営業務委託費	1,078,312,474		
減価償却費	40,753,693,073		
その他	18,810,449,993	142,993,509,214	
一般管理費			
役員報酬	127,304,326		
職員等給与	1,376,937,002		
法定福利費	219,153,154		
退職給付費用	△ 12,128,874		
租税公課	1,846,977,221		
減価償却費	21,815,433		
その他	644,263,998	4,224,322,260	
財務費用			
支払利息	132,815,674	132,815,674	
雑損		76,592,482	
経常費用合計			147,427,239,630
経常収益			
運営費交付金収益(注)		54,019,133,661	
政府受託研究収入		3,415,179,417	
政府関係法人等受託研究収入		19,135,091,281	
民間受託研究収入		2,098,484,770	
研究補助金収益(注)		29,529,335,898	
研究助成金等収益(注)		2,701,517,897	
特許権収入		473,216,756	
特定先端大型研究施設利用収入		825,991,330	
研究雑収入		377,675,172	
寄附金収益(注)		221,472,217	
資産見返運営費交付金戻入(注)		6,448,976,627	
資産見返補助金等戻入(注)		25,809,232,381	
資産見返寄附金戻入(注)		1,150,641,494	
施設費収益(注)		1,154,536,334	
賞与引当金見返に係る収益(注)		366,267,928	
退職給付引当金見返に係る収益(注)		△ 430,107,722	
財務収益			
受取利息	6,302,325	6,302,325	
雑益		134,334,512	
経常収益合計			147,437,282,278
経常利益			10,042,648
臨時損失			
固定資産売却損		259,948	
固定資産除却損		202,814,836	
減損損失		23,720,408	226,795,192
臨時利益			
固定資産売却益		2,820,963	
資産見返運営費交付金戻入(注)		98,998,209	
資産見返補助金等戻入(注)		3,756,195	
資産見返寄附金戻入(注)		94,465,545	200,040,912
税引前当期純利益			△ 16,711,632
法人税、住民税及び事業税			31,830,000
当期純利益			△ 48,541,632
前中長期目標期間繰越積立金取崩額(注)			227,528,459
当期総利益			178,986,827

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

純　資　産　変　動　計　算　書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

	Ⅰ　資本金				Ⅱ　資本剰余金					
	政府出資金	地方公共団体出資金	民間出資金	資本金合計	資本剰余金	その他行政コスト累計額				資本剰余金合計
						減価償却相当累計額（－）	減損損失相当累計額（－）	承継資産に係る費用相当累計額（－）	除売却差額相当累計額（－）	
当期首残高	250,749,694,556	12,642,763,163	157,069,496	263,549,527,215	127,528,954,558	△219,129,152,284	△ 367,898,375	△ 39,270,000	△ 25,102,176,878	△117,109,542,979
当期変動額										
Ⅰ　資本金の当期変動額										

Ⅱ　資本剰余金の当期変動額										
固定資産の取得					5,392,863,603					5,392,863,603
固定資産の除売却					△ 58,124	5,024,617,062	254,925,405		△ 5,233,805,751	45,678,592
減価償却						△ 5,201,083,681				△ 5,201,083,681
固定資産の減損							0			0
Ⅲ　利益剰余金の当期変動額										
⑴　利益の処分										
利益処分による積立て										
⑵　その他										
当期純利益										
前中長期目標期間繰越積立金取崩額										
Ⅳ　評価・換算差額等の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	0	0	0	0	5,392,805,479	△ 176,466,619	254,925,405	0	△ 5,233,805,751	237,458,514
当期末残高	250,749,694,556	12,642,763,163	157,069,496	263,549,527,215	132,921,760,037	△219,305,618,903	△ 112,972,970	△ 39,270,000	△ 30,335,982,629	△116,872,084,465

（単位：円）

Ⅲ　利益剰余金					Ⅳ　評価・換算差額等			純資産合計
前中長期目標期間繰越積立金	積立金	当期未処分利益	うち当期総利益	利益剰余金合計	関係会社株式評価差額金	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
1,100,123,126	10,237,993,009	5,084,315,905	—	16,422,432,040	276,516,709	0	276,516,709	163,138,932,985
△ 9,449,484				△ 9,449,484				5,383,414,119
								45,678,592
								△ 5,201,083,681
								0

	5,084,315,905	△ 5,084,315,905		—					—
		△ 48,541,632	△ 48,541,632	△ 48,541,632				△ 48,541,632	
△ 227,528,459		227,528,459	227,528,459	—					—
					15,458,002		15,458,002	15,458,002	
△ 236,977,943	5,084,315,905	△ 4,905,329,078	178,986,827	△ 57,991,116	15,458,002	0	15,458,002	194,925,400	
863,145,183	15,322,308,914	178,986,827	178,986,827	16,364,440,924	291,974,711	0	291,974,711	163,333,858,385	

キャッシュ・フロー計算書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	研究関係業務支出	△ 73,452,628,349
	人件費支出	△ 33,748,825,049
	その他の業務支出	△ 10,774,951,601
	運営費交付金収入	56,417,412,000
	政府受託研究収入	3,455,620,236
	政府関係法人等受託研究収入	20,173,574,927
	民間受託研究収入	1,511,544,715
	特許権収入	473,041,616
	特定先端大型研究施設利用収入	852,884,378
	研究雑収入	311,548,669
	国庫補助金収入	38,077,240,163
	国庫補助金の精算による返還金の支出	△ 637,255,891
	研究補助金収入	1,314,151,000
	研究助成金等収入	2,912,274,863
	寄附金収入	153,135,040
	その他の業務収入	5,111,014,131
	小計	12,149,780,848
	利息の受取額	6,302,325
	利息の支払額	△ 132,331,962
	法人税等の支払額	△ 35,670,000
	業務活動によるキャッシュ・フロー	11,988,081,211
Ⅱ	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 32,139,229,490
	有形固定資産の売却による収入	2,983,140
	無形固定資産の取得による支出	△ 324,610,704
	投資その他の資産の取得による支出	△ 1,891,000
	投資その他の資産の返還による収入	1,024,000
	施設費による収入	7,531,640,000
	施設費の精算による返還金の支出	△ 2,342,400
	定期預金設定による支出	△ 6,000,000,000
	定期預金解約による収入	6,000,000,000
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 24,932,426,454
Ⅲ	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	リース債務の返済による支出	△ 1,015,978,280
	ＰＦＩ債務の返済による支出	△ 511,217,683
	不要財産に係る国庫納付等による支出	△ 6,212,784
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,533,408,747
Ⅳ	資金減少額	14,477,753,990
Ⅴ	資金期首残高	43,935,216,515
Ⅵ	資金期末残高	29,457,462,525

利益の処分に関する書類

（単位：円）

Ⅰ	当期未処分利益		178,986,827
	当期総利益	178,986,827	
Ⅱ	積立金振替額		863,145,183
	前中長期目標期間繰越積立金	863,145,183	
Ⅲ	利益処分額		
	積立金		1,042,132,010

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

札幌市北区西茨戸五番地四七

有限会社藤弘

清算人　小田　茂雄

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

札幌市中央区南一条西十七丁目一二番地六

株式会社ＮＰＳファーム

代表清算人　田代　寛教

解散公告

当社は、令和七年九月二十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

北海道紋別郡遠軽町大通南二丁目一番地の一四

株式会社コシヤ

代表清算人　島宗　慶太

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

仙台市泉区上谷刈五丁目二七番二一号

英建設株式会社

代表清算人　川﨑　英夫

解散公告

当社は、令和七年九月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

山形市蔵王半郷六四二番地三

有限会社サトウ設備工業

清算人　佐藤　美好

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

福島県河沼郡会津坂下町字古市乙一三二番地

有限会社エンドウスタジオ

清算人　遠藤由美子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

茨城県日立市大みか町四丁目一八番一六号

株式会社あぶらや

代表清算人　渡邉　裕子

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

埼玉県本庄市小島南一丁目一〇番二七号

株式会社タカサキ印刷

清算人　高崎ま里子

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

埼玉県児玉郡美里町大字関二〇四八番地一

株式会社サンレックス

代表清算人　山岸　寛

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

埼玉県八潮市大字鶴ケ曽根二〇三四―一

株式会社カナロア

代表清算人　齊藤　和宏

解散公告

当社は、令和四年十二月十四日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

埼玉県志木市中宗岡四丁目一五番―二〇六号

株式会社５５５

代表清算人　柴山　幸一

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

千葉県山武郡九十九里町片貝六九〇三番地一

有限会社鈴木薬局

清算人　猿田　正子

解散公告

当社は、令和七年九月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

千葉県八千代市大和田新田三四八番地

有限会社東建

清算人　豊田　京子

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

千葉県柏市豊四季三四一番地一四

株式会社エレファント

代表清算人　山谷　剛史

解散公告

当社は、令和七年七月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

千葉県我孫子市湖北台七丁目一六番六五―三〇二

池洋株式会社

代表清算人　高木　道文

解散公告

当社は、令和七年八月三十日解散したので、当社に債権を有する方は令和七年十二月三十一日までにお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

千葉県習志野市奏の杜一―六―二三―四〇三

株式会社スペースキーパー

清算人　堀越　彰斗

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

東京都品川区東五反田四丁目三番七号グレイス高輪二一六

株式会社オフィスＳＵＺＵＫＩ

代表清算人　鈴木　雅子

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

一般社団法人オルキュウ

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

合同会社オルタナ９

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年九月三十日解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

東京都千代田区神田淡路町一丁目九番五号

有限会社ＤＳＣ　ＪＡＰＡＮ

代表清算人　佐々木新一

解散公告

当社は、総社員の同意により令和七年八月十五日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

合同会社Ｆｏｎｓｏ

清算人　髙橋　法彦

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

東京都渋谷区代々木二丁目二七番一三号

株式会社ティーエーアイジェー

代表清算人　山本　祐生

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

東京都港区赤坂二丁目一七番五五号プライムス赤坂二一五

ＹＫ　Ｈｅｒｉｔａｇｅ　Ｈａｗａｉｉ株式会社　代表清算人　菊地　雄

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

東京都足立区中川三丁目一〇番七号

有限会社カワベ建装

清算人　川邊　工

解散公告

当社は、社員総会の決議により令和七年十月十四日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

ＨＵＰ２特定目的会社

代表清算人　三品　貴仙

解散公告

当社は、令和七年九月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

東京都港区西新橋一丁目一番一号ＥＰコンサルティングサービス内　水仙合同会社

清算人　目黒　正行

解散公告

当法人は、令和七年九月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

東京都港区西新橋一丁目一番一号ＥＰコンサルティングサービス内

水仙一般社団法人

代表清算人　目黒　正行

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内

茨木ロジスティクス合同会社

清算人　池田　卓也

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内

茨木ロジ一般社団法人

代表清算人　池田　卓也

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

東京都杉並区梅里一丁目二一番二二号

株式会社プランニングプラザ

代表清算人　芦澤有一郎

解散公告

当社は、令和七年九月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

東京都品川区南品川三―四―一―二〇八

株式会社Ｎａｏｍｉ　Ｆａｃｔｏｒｙ

代表清算人　冨塚　尚美

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

東京都葛飾区水元三丁目一四番一五号

株式会社八潮管財

代表清算人　岡田　優真

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

東京都練馬区関町東一丁目二九番六号

有限会社笠井木工所

清算人　髙橋　由美

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

東京都八王子市西寺方町一〇六〇アネックスタウン二〇三　合同会社ペタクリエイト

清算人　得能　孝生

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

東京都世田谷区等々力六丁目一二番八―七〇三号

有限会社クイント

清算人　飯泉美枝子

解散公告

当社は、令和七年九月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

東京都中央区日本橋茅場町一丁目一三番一二号

東和ＳＰＣ株式会社

代表清算人　小島　康嗣

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

東京都国立市東四丁目一番一〇号サンライズ国立三〇二　株式会社ＭＪＡ建築事務所

代表清算人　遠藤　都子

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

東京都板橋区徳丸三丁目一番四号

太陽管財株式会社

代表清算人　櫻井　雅己

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

東京都港区六本木四丁目三番一一の二三号

株式会社ハイアム

代表清算人　奥村　高志

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

東京都八王子市明神町四丁目二九番六号エトワール明神町五〇四号

Ｔｏｅｐｓ　Ｍｅｄｉａ株式会社

代表清算人　デ・ヨング・ビアンカ

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

東京都世田谷区深沢四丁目三二番七―一〇一号　有限会社新井画廊

清算人　新井　信彦

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

東京都渋谷区渋谷二―一九―一五宮益坂ビルディング六〇九　株式会社ヤオヨロズ

代表清算人　石塚　卓也

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

東京都千代田区平河町二丁目四番五号

株式会社ＦＳマネジメント

代表清算人　佐野　勝

解散公告

当社は、令和七年十月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

東京都台東区蔵前一丁目一番七―七〇一号

柳橋永谷リバーサイド有限会社瑞江サービス

代表清算人　里田　直久

解散公告

当社は、令和六年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

神奈川県藤沢市小塚字前河内三九六番地

株式会社ダイアナコーポレーション

代表清算人　田中　啓三

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

神奈川県川崎市宮前区鷺沼二丁目一四番地四

株式会社トトラボ

代表清算人　村上　徹

解散公告

当社は、令和七年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

神奈川県横浜市中区山下町一シルクセンター九二一　株式会社横浜リアルエステート

代表清算人　森藤　洋隆

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

川崎市川崎区伊勢町一四番一三号

澤幸ハガネ株式会社

代表清算人　澤田　友克

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

新潟市中央区美咲町一丁目四番一五号

有限会社五福

清算人　平山　達

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

富山市蜷川一一番地五

有限会社アイエムピイ

清算人　飯山　芳史

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

石川県小松市野田町丁七〇番地

有限会社塚谷印刷

清算人　塚谷　幸子

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

長野市吉田三丁目一〇番七号

有限会社滝の湯

清算人　蓑輪　一枝

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

長野県佐久市塚原一五五三番地一

株式会社なかさと代行

代表清算人　岩崎佐智生

解散公告

当社は、令和七年九月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

岐阜県高山市清見町牧ケ洞四三七八番地三七

木童工房株式会社

代表清算人　関西多久美

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

静岡県富士市入山瀬四二九番地

株式会社大光倉庫

代表清算人　大村　勝代

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がない場合は清算から除斥致します。

令和七年十月十五日

静岡県浜松市中央区中山町八七番

シーファースト合同会社

清算人　渥美　徳和

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

静岡市葵区伝馬町一九番地の三季の杜ビル二階

株式会社にーの

代表清算人　菅谷　良介

解散公告

当社は、令和七年九月五日の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

愛知県豊明市前後町善江一六五一番地一Ｌｉｎｄａ一〇〇四号

ＣＴＴＭ合同会社

清算人　河合　寛

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

愛知県弥富市三好三丁目四三

中部樹脂株式会社

代表清算人　金光　浩

解散公告

当社は、令和七年九月二十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

愛知県春日井市中央通二―六一プリンスハイツ中央通二〇一

合同会社テラ・コントロールコーポレーション

代表清算人　田中　祥之

解散公告

当組合は、令和七年一月五日総組合員の同意により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

滋賀県大津市坂本三丁目二番三七号

有限責任事業組合紫洲書院

清算人　竹本　智志

解散公告

当社は解散いたしましたので当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

滋賀県野洲市行畑八七三番地

村井技術総合研究所合同会社

清算人　村井　翔太

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

大阪府大阪市北区野崎町六番八号

株式会社ミクル・ミュージカルカンパニー

代表清算人　瀬戸　和織

解散公告

当社は、令和七年八月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

大阪府高石市千代田六丁目三番三四号

Ｋａｎｓｈａ，ｓ株式会社

代表清算人　前川　博輝

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

大阪市生野区林寺四丁目一一番三一号

株式会社シバヤマ商会

代表清算人　柴山　博文

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

大阪府吹田市藤白台一丁目三番三〇号

一般社団法人日本マウスピース矯正歯科学会

代表清算人　髙津　充雄

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

大阪市中央区瓦町一丁目六番一―三七〇六号

日栄産業株式会社

代表清算人　山本　英樹

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

大阪府四條畷市米崎町四番二三号

株式会社サンビジネス

代表清算人　岩渕　俊一

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

大阪府大阪市北区野崎町六番八号

株式会社ミクル・ミュージカルカンパニー

代表清算人　瀬戸　和織

解散公告

当社は、令和七年八月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

大阪府高石市千代田六丁目三番三四号

Ｋａｎｓｈａ，ｓ株式会社

代表清算人　前川　博輝

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

大阪府大阪市北区野崎町六番八号

株式会社ミクル・ミュージカルカンパニー

代表清算人　瀬戸　和織

解散公告

当社は、令和七年八月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

大阪府高石市千代田六丁目三番三四号

Ｋａｎｓｈａ，ｓ株式会社

代表清算人　前川　博輝

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

大阪市生野区林寺四丁目一一番三一号

株式会社シバヤマ商会

代表清算人　柴山　博文

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

大阪府吹田市藤白台一丁目三番三〇号

一般社団法人日本マウスピース矯正歯科学会

代表清算人　髙津　充雄

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

大阪市中央区瓦町一丁目六番一―三七〇六号

日栄産業株式会社

代表清算人　山本　英樹

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

大阪府四條畷市米崎町四番二三号

株式会社サンビジネス

代表清算人　岩渕　俊一

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

大阪府大阪市北区梅田一丁目一一番四号

大阪駅前第四ビル九階九二三―一六四八号

株式会社ＭＥＣテクノロジー

代表清算人　西村　匡一

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

大阪府大阪市北区梅田一丁目一一番四号

大阪駅前第四ビル九階九二三―一六四八号

株式会社ＭＥＣテクノロジー

代表清算人　西村　匡一

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

大阪市中央区南久宝寺町二丁目六番二号

船場管理株式会社

代表清算人　北原　敬之

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

大阪府大阪市北区梅田一丁目一一番四号

大阪駅前第四ビル九階九二三―一六四八号

株式会社ＭＥＣテクノロジー

代表清算人　西村　匡一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

静岡県富士市入山瀬四二九番地

株式会社大光倉庫

代表清算人　大村　勝代

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がない場合は清算から除斥致します。

令和七年十月十五日

静岡県浜松市中央区中山町八七番

シーファースト合同会社

清算人　渥美　徳和

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

静岡市葵区伝馬町一九番地の三季の杜ビル二階

株式会社にーの

代表清算人　菅谷　良介

解散公告

当社は、令和七年九月五日の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

愛知県豊明市前後町善江一六五一番地一Ｌｉｎｄａ一〇〇四号

ＣＴＴＭ合同会社

清算人　河合　寛

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

愛知県弥富市三好三丁目四三

中部樹脂株式会社

代表清算人　金光　浩

解散公告

当社は、令和七年九月二十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

愛知県春日井市中央通二―六一プリンスハイツ中央通二〇一

合同会社テラ・コントロールコーポレーション

代表清算人　田中　祥之

解散公告

当組合は、令和七年一月五日総組合員の同意により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

滋賀県大津市坂本三丁目二番三七号

有限責任事業組合紫洲書院

清算人　竹本　智志

解散公告

当社は解散いたしましたので当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

滋賀県野洲市行畑八七三番地

村井技術総合研究所合同会社

清算人　村井　翔太

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

兵庫県宝塚市南口一丁目六番二八号

株式会社アトリエ４ｔｋ

代表清算人　土山　朋夏

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

兵庫県明石市鍛冶屋町三番一八号

有限会社山陽亭

清算人　河内　重雄

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

鳥取県東伯郡琴浦町大字逢束八〇六番地

鳥取東伯ミート株式会社

代表清算人　戸田　勲

解散公告

当社は、令和七年十月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

岡山県岡山市北区本町六番三六号

株式会社天満屋ホテルズアンドリゾーツ

代表清算人　伊原木省五

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

香川県高松市林町二二一七番地一五

アイフロンティア合同会社

清算人　富岡　啓介

解散公告

当社は、令和七年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

愛媛県新居浜市庄内町六丁目七番四号

有限会社美容室まゆみ

清算人　小野まゆみ

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

熊本県熊本市中央区神水一丁目三八番三五号鎌田ビル一〇三号

合同会社亀栄商店

清算人　劉　又銓

解散公告

当社は、令和七年九月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

大分市大字関園五一四番地の二

株式会社楓工業

代表清算人　小松　義和

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

鹿児島市吉野町三三二二番地七

合同会社おれんじハウス

清算人　山﨑　綾

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

沖縄県沖縄市安慶田二丁目一五番一三号一Ｆ

有限会社西里設備工業

清算人　西里　修

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年九月四日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

栃木県下野市中大領一四一番地一

農事組合法人石橋南部生産組合

清算人　橋本　幸男

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年七月二十九日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年九月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

福岡県遠賀郡芦屋町船頭町一一番一八号

宗教法人安長寺

清算人　神田　亨

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

長崎県諫早市多良見町化屋七四一番地一

医療法人やの皮ふ科

清算人　矢野　英子

解散公告（第三回）

当組合は解散したので、当組合に債権を有する方は本公告第一回掲載（令和七年十月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

神奈川県厚木市栄町一丁目一番七号

アーベインＳＴＫ栄町ビル六階

神奈中バス労働組合連合会

清算人　澤山　俊明

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年七月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

名古屋市中川区豊成町一番地豊成団地第一号棟第一〇二号室

医療法人志誠会福井皮フ科医院

清算人　福井　良昌

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年九月十四日開催の集会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年九月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

愛知県知多郡南知多町大字内海字小桝一三六番地の二

真栄リゾート・リーブル内海管理組合法人

清算人　浜田　衣代

解散公告（第三回）

当公社は、令和七年九月十二日和歌山県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十月十五日

和歌山県海草郡紀美野町動木二八七番地
紀美野町土地開発公社
清算人　細峪　康則

第68期決算公告　令和７年10月15日

北海道旭川市工業団地２条１丁目２番27号
小林通商株式会社
代表取締役　小林　憲司

貸借対照表の要旨（令和７年７月20日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,688,491
	固定資産	681,520
	合計	2,370,011
負債及び純資産の部	流動負債	638,235
	固定負債	274,441
	株主資本	1,457,335
	資本金	60,000
	資本剰余金	15,000
	利益剰余金	1,412,929
	その他利益剰余金	1,412,929
	（うち当期純利益）	(41,351)
	自己株式	△30,594
	合計	2,370,011

合併公告

左記会社は令和七年十二月一日をもって合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十月十五日

東京都文京区音羽一丁目一八番一〇号
（甲）株式会社講談社ビーシー
代表取締役　出樋　一親

東京都文京区音羽一丁目一七番一八号
（乙）株式会社講談社エディトリアル
代表取締役　柿島　一暢

第 48 期 決 算 公 告

令和７年10月15日　東京都文京区音羽一丁目18番10号

株式会社講談社ビーシー

代表取締役　出樋　一親

貸借対照表の要旨　（令和６年11月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	546,733	流動負債	166,320
固定資産	36,056	返品調整引当金	4,901
		その他引当金	5,079
		固定負債	131,859
		退職給付引当金	117,160
		役員退職引当金	14,699
		株主資本	284,610
		資本金	50,000
		利益剰余金	234,610
		利益準備金	9,490
		その他利益剰余金	225,120
		（うち当期純利益）	(44,093)
資産合計	**582,789**	**負債・純資産合計**	**582,789**

第 53 期 決 算 公 告

令和７年10月15日　東京都文京区音羽一丁目17番18号

株式会社講談社エディトリアル

代表取締役　柿島　一暢

貸借対照表の要旨　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	338,222	流動負債	65,360
固定資産	7,082	賞与引当金	4,440
		固定負債	36,133
		退職給付引当金	29,808
		役員退職引当金	6,325
		株主資本	243,810
		資本金	20,000
		資本剰余金	42,000
		資本準備金	42,000
		利益剰余金	181,810
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	179,310
		（うち当期純損失）	(49,399)
資産合計	**345,304**	**負債・純資産合計**	**345,304**

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和７年10月15日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社エス・アール・ピー　②大阪府知事(2)60946　③代表取締役　吉田鎮太郎　④大阪府大阪市北区西天満四丁目10番19号ＯＰＳ西天満ビル５階　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府大阪市北区西天満四丁目10番19号ＯＰＳ西天満ビル５階　株式会社エス・アール・ピー　代表取締役　吉田鎮太郎

青森六ヶ所北・六ヶ所南・野辺地における風力発電事業（仮称）に係る事業の実施引継ぎに関する公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三条の九第一項の規定に基づき次のとおり公表いたします。

一、引継ぎ前の第一種事業を実施しようとする者
事業者の名称　株式会社ユーラスエナジーホールディングス
代表者の氏名　代表取締役社長　諏訪部哲也
主たる事務所の所在地　東京都千代田区大手町一丁目五番一号

二、第一種事業の名称、種類及び規模
対象事業の名称　青森六ヶ所北・六ヶ所南・野辺地における風力発電事業（仮称）
種類　風力発電所設置事業
規模　発電設備出力　最大六万四千キロワット
基数　最大三十二基

三、第三条の九第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号
当社は、青森六ヶ所北・六ヶ所南・野辺地における風力発電事業（仮称）の実施を株式会社ユーラスエナジーホールディングスへ引き継ぎましたので、法第三条の九第一項第三号に該当することとなりました。

四、引継ぎにより新たに第一種事業を実施しようとする者との名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
事業者の名称　株式会社ユーラスエナジーホールディングス
代表者の氏名　代表取締役社長　諏訪部哲也
主たる事務所の所在地　東京都千代田区大手町一丁目五番一号

備考　「一、引継ぎ前の第一種事業を実施しようとする者」は、ＳＢエナジー株式会社であるものの、同社の株式を豊田通商株式会社が取得したことにより、令和五年四月二十八日付で、テラスエナジー株式会社へ商号変更した。その後、豊田通商株式会社がテラスエナジー株式会社の全株式を取得したことに伴い、令和七年四月一日付で、同社は株式会社ユーラスエナジーホールディングスと経営統合し、法人を閉鎖した。

令和七年十月十五日
東京都千代田区大手町一丁目五番一号
株式会社ユーラスエナジーホールディングス
代表取締役社長　諏訪部哲也

第48期決算公告

令和７年９月29日
群馬県高崎市下横町10番地６
株式会社Ｓａｖｉｎｇ　Ｌｉｖｅｓ
代表取締役　小林　浩一

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	7,609
	固定資産	216,560
	資産合計	224,169
負債及び純資産の部	流動負債	167,125
	固定負債	48,416
	株主資本	8,627
	資本金	10,000
	資本剰余金	80
	利益剰余金	△1,452
	その他利益剰余金	△1,452
	（うち当期純損失）	(14,570)
	負債・純資産合計	224,169

第85期決算公告

令和７年10月15日
群馬県安中市原市432番地
株式会社ボルテックスセイグン
代表取締役　武井　宏

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,146,232
	固定資産	8,266,923
	合計	11,413,155
負債及び純資産の部	流動負債	2,716,653
	固定負債	3,410,878
	株主資本	5,285,624
	資本金	90,000
	資本剰余金	106,500
	利益剰余金	5,089,124
	利益準備金	34,875
	その他利益剰余金	5,054,249
	（うち当期純利益）	(259,171)
	合計	11,413,155

第43期決算公告

令和７年10月15日
千葉県鴨川市江見青木86番地の１
株式会社青木商店
代表取締役　小篠　隆

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	98
	固定資産	776
	合計	875
負債及び純資産の部	流動負債	812
	固定負債	180
	株主資本	△118
	資本金	10
	利益剰余金	△124
	利益準備金	1
	その他利益剰余金	△126
	（うち当期純損失）	(8)
	自己株式	△3
	合計	875

第５期決算公告

令和７年９月30日
東京都千代田区紀尾井町４番１号
ニューオータニガーデンコート
ＨＯＲＩＪＵＫＵ　Ａｇｅｎｃｙ株式会社
代表取締役　堀　鉄平

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,656,959
	固定資産	453,170
	資産合計	3,110,129
負債及び純資産の部	流動負債	242,942
	固定負債	2,219,698
	株主資本	647,488
	資本金	10,000
	利益剰余金	637,488
	その他利益剰余金	637,488
	（うち当期純利益）	(18,498)
	負債・純資産合計	3,110,129

第２期決算公告

令和７年９月30日
東京都千代田区紀尾井町４番１号
ニューオータニガーデンコート
株式会社ＵＭＩＴＯホスピタリティ
代表取締役　堀　鉄平

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	481,584
	固定資産	15,944
	資産合計	497,529
負債及び純資産の部	流動負債	712,375
	固定負債	82,052
	株主資本	△296,898
	資本金	10,000
	利益剰余金	△306,898
	その他利益剰余金	△306,898
	（うち当期純損失）	(243,480)
	負債・純資産合計	497,529

第１期決算公告

2025年10月15日
東京都港区虎ノ門一丁目10番５号
TakaTrade株式会社
代表取締役　浅見　直樹

貸借対照表の要旨（2025年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	433,235
	固定資産	1,730
	資産合計	434,965
負債及び純資産の部	流動負債	53,800
	株主資本	381,165
	資本金	250,000
	資本剰余金	250,000
	資本準備金	250,000
	利益剰余金	△118,834
	その他利益剰余金	△118,834
	（うち当期純損失）	(118,834)
	負債・純資産合計	434,965

第５期決算公告

令和７年10月15日
東京都港区虎ノ門一丁目２番６号
スタンレーリーシング１株式会社
代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,566,803
	固定資産	2,411,313
	合計	3,978,117
負債及び純資産の部	流動負債	237,419
	固定負債	3,727,692
	株主資本	3,990
	資本金	5,000
	利益剰余金	△1,009
	（その他利益剰余金）	（△1,009）
	評価・換算差額等	9,015
	（繰延ヘッジ損益）	（9,015）
	合計	3,978,117

㈱　当期純損失　194千円

第９期決算公告

令和７年８月29日
東京都中央区新川二丁目８番４号
株式会社バカン

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,181,399
	固定資産	133,941
	資産合計	1,315,341
負債及び純資産の部	流動負債	463,206
	固定負債	615,786
	株主資本	219,911
	資本金	50,000
	資本剰余金	1,098,903
	資本準備金	50,000
	その他資本剰余金	1,048,903
	利益剰余金	△928,992
	その他利益剰余金	△928,992
	（うち当期純損失）	（120,990）
	新株予約権	16,437
	負債・純資産合計	1,315,341

第20期決算公告

令和７年10月15日
東京都渋谷区恵比寿三丁目38番３号
ＡＺビル
株式会社アンリアレイジ

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	156,033
	固定資産	287,294
	繰延資産	188,846
	資産合計	632,174
負債及び純資産の部	流動負債	236,765
	固定負債	599,046
	株主資本	△203,638
	資本金	49,999
	資本剰余金	365,558
	資本準備金	200,278
	利益剰余金	△619,195
	その他利益剰余金	△619,195
	（うち当期純利益）	（41,440）
	負債・純資産合計	632,174

第19期決算公告

令和７年10月15日
東京都港区虎ノ門一丁目２番６号
ボホールリーシング株式会社
代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,584,616
	固定資産	2,577,286
	合計	4,161,902
負債及び純資産の部	流動負債	295,734
	固定負債	3,864,033
	株主資本	2,134
	資本金	6,000
	利益剰余金	△3,865
	（その他利益剰余金）	（△3,865）
	合計	4,161,902

㈱　当期純損失　253千円

第19期決算公告

令和７年10月15日
東京都港区虎ノ門一丁目２番６号
ギマラスリーシング株式会社
代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,584,667
	固定資産	2,577,286
	合計	4,161,953
負債及び純資産の部	流動負債	295,734
	固定負債	3,864,033
	株主資本	2,185
	資本金	6,000
	利益剰余金	△3,814
	（その他利益剰余金）	（△3,814）
	合計	4,161,953

㈱　当期純損失　223千円

第３期決算公告

令和７年10月15日
東京都港区虎ノ門一丁目２番６号
スタンレーリーシング２株式会社
代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,567,102
	固定資産	2,411,313
	合計	3,978,416
負債及び純資産の部	流動負債	237,419
	固定負債	3,727,692
	株主資本	4,289
	資本金	5,000
	利益剰余金	△710
	（その他利益剰余金）	（△710）
	評価・換算差額等	9,015
	（繰延ヘッジ損益）	（9,015）
	合計	3,978,416

㈱　当期純損失　230千円

第２期決算公告

令和７年10月15日
東京都港区虎ノ門一丁目２番６号
ジェイドリーシング１株式会社
代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	982,910
	固定資産	3,216,421
	合計	4,199,332
負債及び純資産の部	流動負債	259,442
	固定負債	3,969,981
	株主資本	4,515
	資本金	5,000
	利益剰余金	△484
	（その他利益剰余金）	（△484）
	評価・換算差額等	△34,606
	（繰延ヘッジ損益）	（△34,606）
	合計	4,199,332

㈱　当期純損失　472千円

第２期決算公告

令和７年10月15日
東京都港区虎ノ門一丁目２番６号
ジェイドリーシング２株式会社
代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	982,913
	固定資産	3,216,421
	合計	4,199,335
負債及び純資産の部	流動負債	259,442
	固定負債	3,969,981
	株主資本	4,518
	資本金	5,000
	利益剰余金	△481
	（その他利益剰余金）	（△481）
	評価・換算差額等	△34,606
	（繰延ヘッジ損益）	（△34,606）
	合計	4,199,335

㈱　当期純損失　469千円

第33期決算公告

令和７年10月15日

東京都千代田区丸の内二丁目２番３号
常盤橋インベストメント特定目的会社
取締役　平本　正和

貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	159,370	流動負債	692
その他の資産	3,772	固定負債	25,000
流動資産	3,643	負債合計	25,692
固定資産	—	社員資本	137,450
繰延資産	128	特定資本金	0
		優先資本金	136,600
		剰余金	850
		純資産合計	137,450
資産合計	163,143	負債・純資産合計	163,143

損益計算書の要旨
（自　令和７年２月１日　至　令和７年７月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	1,827
営業費用	508
営業利益	1,319
営業外収益	—
営業外費用	—
経常利益	1,319
税引前当期純利益	1,319
法人税、住民税及び事業税	0
当期純利益	1,318
前期繰越損失	468
当期未処分利益	850

第17期決算公告

令和７年10月15日

東京都中央区新川二丁目27番１号
第５メック都市開発特定目的会社
取締役　菊池　省吾

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	39,328,931	流動負債	41,666
その他の資産	11,045,332	固定負債	3,569,361
流動資産	11,044,877	負債合計	3,611,027
固定資産	—	社員資本	46,763,236
繰延資産	454	特定資本金	3,600
		優先資本金	46,319,000
		剰余金	440,636
		純資産合計	46,763,236
資産合計	50,374,264	負債・純資産合計	50,374,264

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	1,698,937
営業費用	1,257,419
営業利益	441,517
営業外収益	0
営業外費用	—
経常利益	441,518
税引前当期純利益	441,518
法人税、住民税及び事業税	881
当期純利益	440,636
前期繰越利益	0
当期未処分利益	440,636

第　７　期　決　算　公　告

令和７年10月15日
東京都中央区銀座一丁目６番11号土志田ビルディング３Ｆ
箱根プロパティーズ特定目的会社
取締役　中村　　武

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	709,164	流動負債	37,970
その他資産	416,993	固定負債	300,000
流動資産	401,451	**負債合計**	**337,970**
繰延資産	15,542	社員資本	788,186
		特定資本金	100
		優先資本金	1,180,800
		剰余金	△392,713
		当期未処理損失	392,713
		純資産合計	**788,186**
資産合計	**1,126,157**	**負債・純資産合計**	**1,126,157**

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	78,628
営業費用	122,151
営業損失	43,523
営業外収益	59
営業外費用	18,577
経常損失	62,041
特別損失	346
税引前当期純損失	62,388
法人税、住民税及び事業税	950
当期純損失	63,338

第１期決算公告　　令和７年10月15日

東京都港区虎ノ門一丁目２番６号
タタンリーシング１株式会社
代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	4,704
	合計	**4,704**
負純債資産及のび部	株主資本	4,704
	資本金	5,000
	利益剰余金	△295
	（その他利益剰余金）	（△295）
	合計	**4,704**

（注）当期純損失　295千円

第　６　期　決　算　公　告

令和７年10月15日
東京都中央区銀座一丁目６番11号土志田ビルディング３Ｆ
妙高開発特定目的会社
取締役　中村　　武

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	1,832,452	流動負債	4,813
その他資産	110,810	**負債合計**	**4,813**
流動資産	110,810	社員資本	1,938,449
		特定資本金	100
		優先資本金	2,217,160
		剰余金	△278,810
		当期未処理損失	278,810
		純資産合計	**1,938,449**
資産合計	**1,943,262**	**負債・純資産合計**	**1,943,262**

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	210,828
営業費用	259,405
営業損失	48,576
営業外収益	1,606
営業外費用	1,182
経常損失	48,151
税引前当期純損失	48,151
法人税、住民税及び事業税	950
当期純損失	49,101

第１期決算公告　　令和７年10月15日

東京都港区虎ノ門一丁目２番６号
タタンリーシング２株式会社
代表取締役　栗山　幸浩

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	4,704
	合計	**4,704**
負純債資産及のび部	株主資本	4,704
	資本金	5,000
	利益剰余金	△295
	（その他利益剰余金）	（△295）
	合計	**4,704**

（注）当期純損失　295千円

第　７　期　決　算　公　告

令和７年10月15日
東京都中央区銀座一丁目６番11号土志田ビルディング３Ｆ
妙高プロパティーズ特定目的会社
取締役　中村　　武

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産	1,365,455	流動負債	1,803
その他資産	51,472	**負債合計**	**1,803**
流動資産	51,472	社員資本	1,415,124
		特定資本金	100
		優先資本金	1,975,000
		剰余金	△559,975
		当期未処理損失	559,975
		純資産合計	**1,415,124**
資産合計	**1,416,927**	**負債・純資産合計**	**1,416,927**

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	16,800
営業費用	100,225
営業損失	83,425
営業外収益	64
経常損失	83,360
税引前当期純損失	83,360
法人税、住民税及び事業税	950
当期純損失	84,310

第３期決算公告　　令和７年７月28日

東京都渋谷区神宮前六丁目23番４号
株式会社パルセック

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	12,387,539
	固定資産	2,355,056
	繰延資産	85,828
	資産合計	**14,828,423**
負純債資産及のび部	流動負債	763,141
	固定負債	9,690,000
	株主資本	4,375,282
	資本金	29,900,000
	資本剰余金	5,800,000
	資本準備金	5,800,000
	利益剰余金	△31,324,718
	その他利益剰余金	△31,324,718
	（うち当期純損失）	（7,749,093）
	負債・純資産合計	**14,828,423**

第　３　期　決　算　公　告

2025年10月15日
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
東京共同会計事務所内
日光Ｐｌｕｓ21ホールディング特定目的会社
取締役　北川　久芳

貸借対照表の要旨（2025年６月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	12,969	流動負債	5,705
その他の資産	1,469	固定負債	6,007
流動資産	1,456	**負債合計**	**11,712**
固定資産	10	社員資本	2,726
繰延資産	3	特定資本金	0
		優先資本金	2,236
		剰余金	490
		当期未処分利益	490
		純資産合計	**2,726**
資産合計	**14,438**	**負債・純資産合計**	**14,438**

損益計算書の要旨
（自　2024年７月１日　至　2025年６月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	1,241
営業費用	258
営業利益	983
営業外収益	0
営業外費用	172
経常利益	811
税引前当期純利益	811
法人税、住民税及び事業税	2
当期純利益	809

決算公告　　令和７年10月15日

東京都千代田区麹町二丁目１番地
ＰＭＯ半蔵門
コグニザントジャパン株式会社
代表取締役　村上　申次

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	5,195,656,197
	固定資産	1,066,287,863
	資産合計	**6,261,944,060**
負純債資産及のび部	流動負債	4,511,196,681
	有給休暇引当金	494,775,933
	固定負債	101,286,550
	株主資本	1,649,460,829
	資本金	300,000,000
	利益剰余金	1,334,650,249
	その他利益剰余金	1,334,650,249
	（うち当期純利益）	（759,627,085）
	新株予約権	14,810,580
	負債・純資産合計	**6,261,944,060**

第14期決算公告

令和７年10月15日
東京都新宿区西新宿六丁目12番１号
フェイバリットプラス株式会社
代表取締役　砂原美津子

貸借対照表の要旨
（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	182,607
	固定資産	14,157
	合計	196,764
負純資債産及のび部	流動負債	59,764
	固定負債	95,000
	株主資本	41,999
	資本金	8,880
	利益剰余金	33,119
	その他利益剰余金	33,119
	（うち当期純利益）	(2,330)
	合計	196,764

第11期決算公告

2025年10月15日
東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
東京共同会計事務所内
日光２特定目的会社
取締役　北川　久芳

貸借対照表の要旨（2025年６月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	14,808	流動負債	2,536
その他の資産	281	固定負債	11,446
流動資産	256	負債合計	13,983
固定資産	14	社員資本	1,106
繰延資産	9	特定資本金	0
		Ｂ種優先資本金	930
		剰余金	175
		当期未処分利益	175
		純資産合計	1,106
資産合計	15,089	負債・純資産合計	15,089

損益計算書の要旨
（自　2024年７月１日　至　2025年６月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	390
営業費用	202
営業利益	188
営業外収益	0
営業外費用	11
経常利益	176
税引前当期純利益	176
法人税、住民税及び事業税	0
当期純利益	175

第２期決算公告

令和７年10月15日
東京都渋谷区渋谷三丁目６番15号
Ｅａｒｔｈ　ｈａｃｋｓ株式会社
代表取締役　関根　澄人

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	216,243
	固定資産	6,669
	資産合計	222,912
負純資債産及のび部	流動負債	76,586
	株主資本	146,326
	資本金	250,000
	資本剰余金	250,000
	資本準備金	250,000
	利益剰余金	△353,673
	その他利益剰余金	△353,673
	（うち当期純損失）	(129,298)
	負債・純資産合計	222,912

第５期決算公告

2025年10月15日
東京都千代田区丸の内１丁目４番１号
東京共同会計事務所内
御殿場特定目的会社
取締役　北川　久芳

貸借対照表の要旨（2025年６月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
その他の資産	54,873	流動負債	3,503
流動資産	54,855	負債合計	3,503
繰延資産	18	社員資本	51,370
		特定資本金	0
		優先資本金	329
		剰余金	51,040
		当期未処分利益	51,040
		純資産合計	51,370
資産合計	54,873	負債・純資産合計	54,873

損益計算書の要旨
（自　2025年１月１日　至　2025年６月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	91,827
営業費用	40,226
営業利益	51,601
営業外収益	7
営業外費用	260
経常利益	51,348
税引前当期純利益	51,348
法人税、住民税及び事業税	2
当期純利益	51,345

第60期決算公告

令和７年10月15日
長野県松本市埋橋二丁目６番１号
株式会社全国長寿会
代表取締役　齋藤　秀市

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	234,065
	固定資産	55,363
	資産合計	289,429
負純資債産及のび部	流動負債	22,190
	固定負債	218,845
	負債合計	241,035
	株主資本	48,393
	資本金	30,000
	利益剰余金	18,393
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	10,893
	（うち当期純利益）	(1,326)
	純資産合計	48,393
	負債・純資産合計	289,429

第８期決算公告

令和７年10月15日
東京都港区元赤坂一丁目１番７－1006号
PJMF Investments特定目的会社
取締役　菊地　耕平

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
特定資産	6,639	流動負債	38
流動資産	133	固定負債	4,786
固定資産	6,506	負債合計	4,824
その他の資産	228	純資産の部	
流動資産	180	社員資本	2,044
繰延資産	48	特定資本金	0
		優先資本金	2,250
		剰余金	△206
		当期未処理損失	206
		純資産合計	2,044
資産合計	6,868	負債・純資産合計	6,868

損益計算書の要旨
（自　令和７年１月１日　至　令和７年６月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
営業収益	188
営業費用	197
営業損失	9
営業外収益	0
営業外費用	0
経常損失	9
税引前当期純損失	9
法人税、住民税及び事業税	0
当期純損失	9
前期繰越損失	197
当期未処理損失	206

第14期決算公告

令和７年10月15日
岐阜県岐阜市佐野839番地７
株式会社
イーダブルニュートリション・ジャパン
代表取締役　ヌグエン・バン・サー

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,210,599
	固定資産	293,916
	合計	1,504,515
負純資債産及のび部	流動負債	166,588
	固定負債	26,262
	株主資本	1,311,665
	資本金	30,000
	資本剰余金	531,888
	資本準備金	531,888
	利益剰余金	749,777
	その他利益剰余金	749,777
	（うち当期純利益）	(106,932)
	合計	1,504,515

第４期決算公告

令和７年９月19日
東京都千代田区飯田橋四丁目７番１号結和税理士法人内
ＤＰＬ開発２特定目的会社
取締役　中津　正憲

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	—	流動負債	351,419
特定資産合計	—	負債合計	351,419
その他の資産		社員資本	470,986
現金及び預金	820,751	特定資本金	100
未収入金	1,654	優先資本金	200,000
		剰余金	270,886
		当期未処分利益	270,886
その他の資産合計	822,405	純資産合計	470,986
資産合計	822,405	負債・純資産合計	822,405

損益計算書の要旨
（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	3,567,242
営業費用	3,166,910
営業利益	400,331
営業外収益	541
営業外費用	128
経常利益	400,744
税引前当期純利益	400,744
法人税、住民税及び事業税	574
当期純利益	400,169
前期繰越損失	129,283
当期未処分利益	270,886

第　3　期　決　算　公　告

令和７年９月19日
東京都千代田区飯田橋四丁目７番１号結和税理士法人内
つくば中央特定目的会社
取締役　中津　正憲

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産		流動負債	6,643,476
土地	6,604,841	固定負債	15
建設仮勘定	186,956	負債合計	6,643,492
特定資産合計	6,791,798	社員資本	343,969
その他の資産		特定資本金	100
流動資産	194,647	優先資本金	500,000
繰延資産	1,016	剰余金	△ 156,130
		当期未処理損失	156,130
その他の資産合計	195,663	純資産合計	343,969
資産合計	6,987,461	負債・純資産合計	6,987,461

損益計算書の要旨
（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	62
営業費用	54,331
営業損失	54,268
営業外収益	20
営業外費用	466
経常損失	54,714
税引前当期純損失	54,714
法人税、住民税及び事業税	290
当期純損失	55,004
前期繰越損失	101,125
当期未処理損失	156,130

第　6　期　決　算　公　告

令和７年９月19日
東京都千代田区飯田橋四丁目７番１号結和税理士法人内
四街道開発特定目的会社
取締役　中津　正憲

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	12,720,603	流動負債	13,097,959
特定資産合計	12,720,603	固定負債	343,006
その他の資産		負債合計	13,440,965
流動資産	3,781,251	社員資本	3,077,836
固定資産	16,331	特定資本金	100
繰延資産	615	優先資本金	900,000
		剰余金	2,177,736
		当期未処分利益	2,177,736
その他の資産合計	3,798,198	純資産合計	3,077,836
資産合計	16,518,802	負債・純資産合計	16,518,802

損益計算書の要旨
（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	10,479,290
営業費用	6,659,170
営業利益	3,820,120
営業外収益	855
経常利益	3,820,975
税引前当期純利益	3,820,975
法人税、住民税及び事業税	988
当期純利益	3,819,987
前期繰越損失	1,642,250
当期未処分利益	2,177,736

第　4　期　決　算　公　告

令和７年９月19日
東京都千代田区飯田橋四丁目７番１号結和税理士法人内
東雲特定目的会社
取締役　中津　正憲

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産		流動負債	36,044,940
固定資産	35,586,210	固定負債	499,693
特定資産合計	35,586,210	負債合計	36,544,634
その他の資産		社員資本	55,627
流動資産	1,013,305	特定資本金	100
繰延資産	746	優先資本金	900,000
		剰余金	△ 844,472
		当期未処理損失	844,472
その他の資産合計	1,014,051	純資産合計	55,627
資産合計	36,600,261	負債・純資産合計	36,600,261

損益計算書の要旨
（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業費用	267,959
営業損失	267,959
営業外収益	829
営業外費用	250
経常損失	267,380
税引前当期純損失	267,380
法人税、住民税及び事業税	290
当期純損失	267,670
前期繰越損失	576,802
当期未処理損失	844,472

第　9　期　決　算　公　告

令和７年９月19日
東京都中央区日本橋一丁目４番１号
豊洲６丁目４－１Ｂ開発特定目的会社
取締役　田渕　安春

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産		流動負債	11,525,573
固定資産	10,599,958	固定負債	449,505
特定資産合計	10,599,958	負債合計	11,975,079
その他の資産		社員資本	960,925
流動資産	2,030,981	特定資本金	100
投資その他の資産	304,984	優先資本金	1,000,000
繰延資産	81	剰余金	△ 39,174
		当期未処理損失	39,174
その他の資産合計	2,336,046	純資産合計	960,925
資産合計	12,936,005	負債・純資産合計	12,936,005

損益計算書の要旨
（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	1,966,642
営業費用	1,249,067
営業利益	717,574
営業外収益	7,913
営業外費用	2,475
経常利益	723,013
特別利益	1,236,706
税引前当期純利益	1,959,720
法人税、住民税及び事業税	950
当期純利益	1,958,770
前期繰越損失	1,997,944
当期未処理損失	39,174

第 11 期決算公告

令和７年８月19日
名古屋市瑞穂区新開町21番10号
株式会社セントレック
代表取締役　柴田　和範

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,201,272
	固定資産	246,084
	合計	1,447,356
負債及び純資産の部	流動負債	67,207
	固定負債	32,854
	株主資本	1,347,295
	資本金	15,000
	利益剰余金	1,332,295
	利益準備金	6,000
	その他利益剰余金	1,326,295
	（うち当期純利益）	（98,819）
	合計	1,447,356

第 82 期決算公告

令和７年８月26日
大阪市中央区南船場一丁目12番19号
大阪化成品株式会社
代表取締役社長　盛川　実

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	542,155
	固定資産	160,729
	合計	702,884
負債及び純資産の部	流動負債	329,668
	固定負債	132,940
	株主資本	240,276
	資本金	50,000
	資本剰余金	3,062
	資本準備金	3,062
	利益剰余金	187,214
	利益準備金	9,438
	その他利益剰余金	177,776
	（うち当期純利益）	（17,055）
	合計	702,884

第 12 期決算公告

令和７年10月15日
高知県安芸市津久茂町１番１号
こうち安芸メガソーラー株式会社
代表取締役　西内　直彦

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	115,998
	固定資産	585,645
	合計	701,643
負債及び純資産の部	流動負債	96,147
	固定負債	293,719
	株主資本	311,777
	資本金	168,000
	利益剰余金	143,777
	利益準備金	42,000
	その他利益剰余金	101,777
	（うち当期純利益）	（40,364）
	合計	701,643

第 65 期決算公告

令和７年10月15日
東京都中央区日本橋３－１－６
冨美通信興業株式会社
代表取締役社長　鬼澤光一郎

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	8,286
	固定資産	1,395
	資産合計	9,682
負債及び純資産の部	流動負債	4,746
	固定負債	534
	株主資本	3,243
	資本金	70
	利益剰余金	3,173
	（利益準備金）	（17）
	（うち当期純利益）	（602）
	評価・換算差額等	1,157
	負債・純資産合計	9,682

第58期決算公告

令和７年９月26日
東京都港区西新橋三丁目６番10号
株式会社工業市場研究所
代表取締役　渡邊　竜也

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,156,247
	固定資産	60,677
	資産合計	**1,216,924**
負債及び純資産の部	流動負債	121,450
	固定負債	96,000
	引当金	96,000
	株主資本	999,474
	資本金	15,000
	利益剰余金	984,474
	利益準備金	3,800
	その他利益剰余金	980,674
	（うち当期純利益）	(95,562)
	負債・純資産合計	**1,216,924**

第37期決算公告

令和７年６月27日
山口県宇部市大字小串字沖の山1978番地の19
株式会社宇部スチール
代表取締役社長　山根　久雄

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,141	流動負債	5,879
固定資産	4,178	固定負債	290
有形固定資産	3,515	**負債合計**	**6,169**
無形固定資産	233	株主資本	4,150
投資その他の資産	430	資本金	100
		資本剰余金	900
		利益剰余金	3,150
		利益準備金	250
		その他利益剰余金	2,900
		純資産合計	**4,150**
資産合計	**10,319**	**負債・純資産合計**	**10,319**

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年３月31日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	21,520
売上原価	20,248
売上総利益	**1,272**
販売費及び一般管理費	1,063
営業利益	**209**
営業外収益	217
営業外費用	185
経常利益	**241**
特別損失	570
税引前当期純損失	**329**
法人税、住民税及び事業税	13
法人税等調整額	△69
当期純損失	**273**

第11期決算公告

令和７年７月31日
東京都港区赤坂九丁目７番１号
株式会社ＢＬＹ　ＰＲＯＪＥＣＴ
代表取締役　布施　貴規

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	173,973,800
	固定資産	18,425,375
	資産合計	**192,399,175**
負債及び純資産の部	流動負債	37,805,704
	固定負債	13,250,000
	株主資本	141,343,471
	資本金	9,999,880
	利益剰余金	131,343,591
	その他利益剰余金	131,343,591
	（うち当期純利益）	(18,325,158)
	負債・純資産合計	**192,399,175**

第７期決算公告

令和７年10月15日
山形県新庄市下田町１番地の２
株式会社オーガニック・リネン
代表取締役　阿﨑　千夏

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	28,847
	固定資産	23,820
	資産合計	**52,667**
負債及び純資産の部	流動負債	4,415
	固定負債	8,900
	負債合計	**13,315**
	株主資本	39,352
	資本金	3,000
	利益剰余金	36,352
	その他利益剰余金	36,352
	（うち当期純利益）	(5,124)
	純資産合計	**39,352**
	負債・純資産合計	**52,667**

合併公告

令和７年12月１日をもって、下記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し乙は解散することにいたしました。

記

（甲）山形県新庄市下田町一番地の二　株式会社オーガニック・リネン　代表取締役　阿﨑　千夏

（乙）山形県新庄市下田町一番地の二　有限会社あざきクリーニング　代表取締役　阿﨑　孝好

令和７年７月31日の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）

科目	金額
資産の部	
流動資産	28,847
固定資産	23,820
資産合計	52,667
負債の部	
流動負債	4,415
固定負債	8,900
負債合計	13,315
純資産の部	
株主資本	39,352
資本金	3,000
利益剰余金	36,352
その他利益剰余金	36,352
（うち当期純利益）	(5,124)
純資産合計	39,352
負債・純資産合計	52,667

（乙）

科目	金額
資産の部	
流動資産	3,885,511
固定資産	1,148,388
繰延資産	1,092
資産合計	5,034,992
負債の部	
流動負債	1,588,287
固定負債	524,960
負債合計	2,113,247
純資産の部	
株主資本	2,921,744
資本金	142,800
利益剰余金	2,778,944
利益準備金	35,700
その他利益剰余金	2,743,244
（うち当期純利益）	(330,834)
負債・純資産合計	5,034,992

合併公告

令和７年９月29日をもって、下記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し乙は解散することにいたしました。

記

（甲）東京都中央区日本橋兜町５番１号　株式会社白水社　代表取締役社長　山口　真一

（乙）東京都中央区日本橋兜町５番１号　株式会社ＫＡＤＯＫＡＷＡ　代表取締役社長　山口　真一

令和７年６月30日の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）

科目	金額
資産の部	
流動資産	3,885,511
固定資産	1,148,388
繰延資産	1,092
資産合計	5,034,992
負債の部	
流動負債	1,588,287
固定負債	524,960
負債合計	2,113,247
純資産の部	
株主資本	2,921,744
資本金	142,800
利益剰余金	2,778,944
利益準備金	35,700
その他利益剰余金	2,743,244
（うち当期純利益）	(330,834)
純資産合計	5,034,992

（乙）

科目	金額
資産の部	
流動資産	1,413,993
固定資産	3,116
繰延資産	139,897
資産合計	1,557,005
負債の部	
流動負債	161,428
固定負債	2,508
負債合計	163,936
純資産の部	
株主資本	1,393,069
資本金	5,000
利益剰余金	1,388,069
利益準備金	1,000
その他利益剰余金	1,387,069
（うち当期純利益）	(1,387,069)
純資産合計	1,393,069
負債・純資産合計	1,557,005

第11期決算公告

令和７年10月15日
名古屋市中村区名駅四丁目16番16号２階
株式会社Ｕｌｉｖｅｔｏホールディングス
（旧商号　株式会社Ｐｒｏｓｐｅｒｉｔａ）
代表取締役　加藤　晃

貸借対照表の要旨
（令和６年７月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	198
	合計	198
負債及び純資産の部	流動負債	46
	株主資本	152
	資本金	1,000
	利益剰余金	△847
	その他利益剰余金	△847
	（うち当期純損失）	(46)
	合計	198

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額すべてを減少し○円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和７年10月15日
名古屋市中村区名駅四丁目一六番一六号二階
株式会社Ｕｌｉｖｅｔｏホールディングス
（旧商号　株式会社Ｐｒｏｓｐｅｒｉｔａ）
代表取締役　加藤　晃

第９期決算公告

令和７年10月15日
東京都江東区有明三丁目７番26号
有明フロンティアビル
株式会社イクシーズラボ
代表取締役　菊池　淳

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	53,406
	固定資産	793
	合計	54,199
負債及び純資産の部	流動負債	161,428
	固定負債	2,508
	株主資本	△109,737
	資本金	5,000
	利益剰余金	△114,737
	（うち当期純損失）	(3,552)
	合計	54,199

第４期決算公告

令和７年10月15日
東京都港区元赤坂一丁目１番７―1209号
滋賀竜王特定目的会社
取締役　山本　顕三

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
特定資産の部	12,194,785	流動負債	67,082
建物	7,986,782	固定負債	7,892,575
建物附属設備	1,404,448	**負債合計**	**7,959,657**
構築物	394,961	社員資本	5,792,132
機械装置	61,794	特定資本金	100
工具器具備品	10,231	優先資本金	5,919,000
減価償却累計額	△27,402	剰余金	△126,968
土地	2,363,969	当期未処理損失	126,968
その他の資産の部	1,557,005		
流動資産	1,413,993		
固定資産	3,116		
繰延資産	139,897	**純資産合計**	**5,792,132**
資産合計	**13,751,790**	**負債・純資産合計**	**13,751,790**

損益計算書の要旨
（自　令和７年６月１日　至　令和７年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
営業利益	—
営業費用	57,459
営業損失金額	57,459
営業外収益	39
営業外費用	265
経常損失金額	57,685
特別利益	—
特別損失	—
税引前当期純損失金額	57,685
法人税、住民税及び事業税	101
当期純損失金額	57,786
前期繰越損失	69,182
当期未処理損失	126,968

第 53 期 決 算 公 告

令和７年 10 月 15 日　兵庫県姫路市古二階町63番地

株式会社大和生研

代表取締役　山下　裕史

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	5,348	流動負債	3,649
固定資産	23,051	固定負債	13,571
繰延資産	2	負債合計	17,220
		株主資本	11,181
		資本金	10
		資本剰余金	87
		資本準備金	87
		利益剰余金	11,084
		利益準備金	12
		その他利益剰余金	11,072
		純資産合計	11,181
資産合計	28,402	負債・純資産合計	28,402

損益計算書の要旨
（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	14,242
売上原価	4,626
売上総利益	9,615
販売費及び一般管理費	9,274
営業利益	340
営業外収益	203
営業外費用	180
経常利益	364
特別利益	19
特別損失	19
税引前当期純利益	364
法人税、住民税及び事業税	104
当期純利益	259

第 9 期 決 算 公 告

令和７年 10 月 15 日

東京都八王子市北野町562番地２

株式会社シーン

代表取締役　佃　昌浩

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	71,255
	固定資産	2,580
	合計	73,835
負純資債及産のび部	流動負債	49,179
	賞与引当金	7,661
	固定負債	6,366
	株主資本	18,290
	資本金	5,000
	利益剰余金	13,290
	その他利益剰余金	13,290
	（うち当期純利益）	(7,900)
	合計	73,835

第 52 期 決 算 公 告

令和７年 10 月 15 日　兵庫県姫路市古二階町63番地

株式会社 117

代表取締役　山下　裕史

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	10,191	流動負債	5,965
固定資産	78,208	固定負債	56,772
		負債合計	62,738
		株主資本	25,661
		資本金	50
		資本剰余金	22
		資本準備金	22
		利益剰余金	25,588
		利益準備金	6
		その他利益剰余金	25,581
		純資産合計	25,661
資産合計	88,400	負債・純資産合計	88,400

損益計算書の要旨
（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	3,664
売上原価	1,775
売上総利益	1,889
販売費及び一般管理費	1,504
営業利益	385
営業外収益	723
営業外費用	422
経常利益	686
特別利益	0
特別損失	303
税引前当期純利益	382
法人税、住民税及び事業税	232
当期純利益	150

第１期決算公告

令和７年10月15日

横浜市緑区十日市場町805番地２

ＦＦＦＪ株式会社

代表取締役　川村　竜司

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,257,142
	固定資産	7,363,473
	合計	8,620,616
負純資債及産のび部	流動負債	1,311,391
	固定負債	3,825,727
	退職給付引当金	51,099
	株主資本	3,483,497
	資本金	0
	資本剰余金	3,447,757
	その他資本剰余金	3,447,757
	利益剰余金	35,739
	その他利益剰余金	35,739
	（うち当期純利益）	(35,739)
	合計	8,620,616

第 38 期 決 算 公 告

令和７年 10 月 15 日　兵庫県姫路市古二階町63番地

株式会社あっぷる

代表取締役　山下　裕史

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	729	流動負債	220
固定資産	1,294	固定負債	1,022
有形固定資産	1,248	株主資本	797
無形固定資産	9	資本金	30
投資その他の資産	36	利益剰余金	767
繰延資産	16	利益準備金	7
		その他利益剰余金	760
資産合計	2,041	負債・純資産合計	2,041

損益計算書の要旨
（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
売上高	2,266
売上原価	537
売上総利益	1,729
販売費及び一般管理費	1,680
営業利益	48
営業外収益	26
営業外費用	14
経常利益	60
特別利益	0
特別損失	43
税引前当期純利益	17
法人税、住民税及び事業税	2
当期純利益	15

第 30 期決算公告

令和７年10月15日

横浜市緑区十日市場町805番地２

神奈川外食事業株式会社

代表取締役　川村　竜司

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	160,659
	固定資産	182,064
	繰延資産	22,225
	合計	364,950
負純資債及産のび部	流動負債	182,509
	固定負債	162,833
	株主資本	19,607
	資本金	19,000
	資本剰余金	—
	利益剰余金	607
	その他利益剰余金	607
	（うち当期純損失）	(29,086)
	合計	364,950

第 61 期 決 算 公 告

令和７年 10 月 15 日　兵庫県姫路市古二階町63番地

株式会社117メンバーズ

代表取締役　山下　裕史

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	183,397	流動負債	23,634
固定資産	308,934	固定負債	124,688
投資その他の資産	308,934	株主資本	344,008
		資本金	50,000
		利益剰余金	294,008
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	289,008
資産合計	492,331	負債・純資産合計	492,331

損益計算書の要旨
（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）
（単位：千円）

科目	金額
売上高	7,628
売上原価	762
売上総利益	6,865
販売費及び一般管理費	3,504
営業利益	3,361
営業外収益	7,518
営業外費用	19
経常利益	10,860
特別利益	0
特別損失	0
税引前当期純利益	10,860
法人税、住民税及び事業税	3,243
当期純利益	7,616

第 17 期決算公告

令和７年10月15日

横浜市緑区十日市場町805番地２

株式会社ＴＯＭＯＲＲＯＷ

代表取締役　川村　竜司

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,242,172
	固定資産	395,088
	繰延資産	66,650
	合計	1,703,911
負純資債及産のび部	流動負債	448,249
	固定負債	142,189
	株主資本	1,113,472
	資本金	9,000
	資本剰余金	—
	利益剰余金	1,104,472
	その他利益剰余金	1,104,472
	（うち当期純利益）	(52,519)
	合計	1,703,911

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千七百万円、資本準備金の額を三千百七十五万円減少させることと致しました。

この決定に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終事業年度の貸借対照表の要旨は、次の通りです。

令和七年十月十五日

東京都新宿区大久保二丁目七番一七号

卯浩株式会社

代表取締役　小林　浩丈

決　算　公　告

令和７年10月15日

東京都新宿区大久保二丁目７番17号

卯浩株式会社

代表取締役　小林　浩丈

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	344
	固定資産	59
	資産合計	**404**
負純資産債及のび部	流動負債	25
	賞与引当金	9
	その他流動負債	16
	株主資本	379
	資本金	30
	利益剰余金	349
	利益準備金	32
	その他利益剰余金	317
	負債・純資産合計	**404**

㈱　当期純損失　35百万円

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億六千百六十万円、資本準備金の額を三億六千七百六十一万七千七百七十八円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月十五日

横浜市港北区新横浜二丁目一五番地一〇号

マン・ウント・フンメル・ジャパン株式会社

代表取締役　塚原　章夫

決算公告　令和７年10月15日

横浜市港北区新横浜二丁目15番地10号

マン・ウント・フンメル・ジャパン株式会社

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,120,571
	固定資産	29,448
	資産合計	**1,150,019**
負純資産債及のび部	流動負債	525,795
	賞与引当金	20,686
	固定負債	1,347,441
	株主資本	△723,218
	資本金	100,000
	資本剰余金	6,000
	資本準備金	6,000
	利益剰余金	△829,218
	その他利益剰余金	△829,218
	（うち当期純利益）	(64,338)
	負債・純資産合計	**1,150,019**

第23期決算公告　令和７年10月15日

横浜市緑区十日市場町805番地２

株式会社バーベン

代表取締役　川村　竜司

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	634,109
	固定資産	526,080
	繰延資産	62,191
	合計	**1,222,382**
負純資産債及のび部	流動負債	465,408
	固定負債	492,192
	株主資本	264,781
	資本金	9,000
	資本剰余金	—
	利益剰余金	255,781
	その他利益剰余金	255,781
	（うち当期純利益）	(59,175)
	合計	**1,222,382**

第46期決算公告　令和７年10月15日

広島県呉市広文化町１番６号

株式会社グランド

代表取締役　山本　基甫

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	319,683
	固定資産	3,199,004
	合計	**3,518,687**
負純資産債及のび部	流動負債	638,998
	固定負債	2,231,014
	株主資本	648,673
	資本金	10,000
	資本剰余金	10,000
	その他資本剰余金	10,000
	利益剰余金	628,673
	その他利益剰余金	628,673
	（うち当期純損失）	(85,407)
	合計	**3,518,687**

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月十五日

京都市右京区鳴滝桐ヶ淵町一番地

株式会社プラザパル

代表取締役　大角　晃平

第46期決算公告　令和７年10月15日

京都市右京区鳴滝桐ヶ淵町１番地

株式会社プラザパル

代表取締役　大角　晃平

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	40,204
	固定資産	47,583
	有形固定資産	46,985
	投資その他の資産	598
	合計	**87,788**
負純資産債及のび部	流動負債	4,720
	固定負債	33,158
	株主資本	49,909
	資本金	50,000
	利益剰余金	△90
	その他利益剰余金	△90
	（うち当期純損失）	(6,104)
	合計	**87,788**

第18期決算公告　令和７年10月15日

広島県呉市広文化町１番２号

株式会社フィールド

代表取締役　山本　基就

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	18,805
	固定資産	479,387
	合計	**498,193**
負純資産債及のび部	流動負債	72,482
	固定負債	522,105
	株主資本	△96,395
	資本金	10,000
	資本剰余金	1
	資本準備金	1
	利益剰余金	△106,395
	その他利益剰余金	△106,395
	（うち当期純損失）	(6,406)
	自己株式	△1
	合計	**498,193**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は、左記のとおりです。

令和七年十月十五日

大阪市東成区深江南二丁目七番二二号

株式会社ジェピック

代表取締役　野々下寛己

決算公告　令和７年10月15日

大阪市東成区深江南二丁目７番22号

株式会社ジェピック

代表取締役　野々下寛己

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,122,875
	固定資産	1,551,645
	資産合計	**2,674,520**
負純資産債及のび部	流動負債	818,166
	固定負債	1,049,410
	株主資本	806,943
	資本金	30,000
	利益剰余金	831,534
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	821,534
	（うち当期純損失）	(96,311)
	自己株式	△54,591
	負債・純資産合計	**2,674,520**

第16期決算公告

令和７年９月29日

兵庫県加古川市加古川町河原333―１

一般財団法人全国福利厚生共済会

代表理事　髙井　利夫

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,599,545
	固定資産	562,242
	資産合計	**2,161,787**
負純資産債及のび部	流動負債	854,809
	負債合計	**854,809**
	基本財産	623,691
	運用財産	683,287
	純資産合計	**1,306,978**
	負債・純資産合計	**2,161,787**

第８期決算公告

令和７年９月26日　福島県伊達市保原町字十一丁目19番地１
株式会社リビングロボット
代表取締役　川内　康裕

貸借対照表の要旨　（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	280,906	流動負債	214,501
固定資産	199,524	固定負債	201,768
有形固定資産	30,465	株主資本	61,554
無形固定資産	154,978	資本金	45,000
投資その他の資産	14,079	資本剰余金	955,000
		資本準備金	472,500
		その他資本剰余金	482,500
		利益剰余金	△938,445
		その他利益剰余金	△938,445
		（うち当期純損失）	(81,662)
		新株予約権	2,606
資産合計	480,430	負債・純資産合計	480,430

第76期決算公告

令和７年９月10日　徳島県徳島市応神町吉成字只津37番地19
東邦セールス株式会社
代表取締役　大谷　秀樹

貸借対照表の要旨　（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	549,900	流動負債	237,280
固定資産	1,018,032	固定負債	121,282
繰延資産	9,837	負債合計	358,562
		株主資本	1,219,208
		資本金	100,000
		利益剰余金	1,119,208
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	1,094,208
		（うち当期純利益）	(36,524)
		純資産合計	1,219,208
資産合計	1,577,770	負債・純資産合計	1,577,770

最終貸借対照表

令和７年10月15日
大阪府東大阪市新池島町一丁目４番24号
株式会社ライフケア
代表取締役　宮崎　忠洋

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,606,436
	固定資産	2,170,872
	合計	4,777,309
負債及び純資産の部	流動負債	727,517
	固定負債	2,206,838
	株主資本	1,842,953
	資本金	5,000
	利益剰余金	1,837,953
	その他利益剰余金	1,837,953
	（うち当期純利益）	(341,643)
	合計	4,777,309

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して、乙は甲がその営業の一部に関して有する権利義務を承継し、甲はそれを承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）左記のとおりです。
（乙）確定した最終事業年度はありません。
令和七年十月十五日
大阪府東大阪市新池島町一丁目四番二四号
（甲）株式会社ライフケア
代表取締役　宮崎　忠洋
東京都千代田区大手町一丁目六番一号
（乙）株式会社LC開発
代表取締役　今井　良典

第64期決算公告

令和７年10月15日
北海道旭川市永山北３条７丁目２番地
株式会社表鉄工所
代表取締役　表　実

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,340,374
	固定資産	730,330
	繰延資産	2,091
	資産合計	2,072,796
負債及び純資産の部	流動負債	291,076
	固定負債	232,451
	株主資本	1,549,268
	資本金	80,000
	利益剰余金	1,477,004
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	1,457,004
	（うち当期純利益）	(12,526)
	自己株式	△7,736
	負債・純資産合計	2,072,796

第48期決算公告

令和７年10月15日
北海道帯広市西八条南十丁目４番地
郷ビル株式会社
代表取締役　郷　清

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	334,923
	固定資産	608,728
	合計	943,652
負債及び純資産の部	流動負債	44,612
	固定負債	50,824
	株主資本	848,214
	資本金	10,000
	資本剰余金	375,352
	利益剰余金	462,862
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	460,362
	（うち当期純利益）	(9,746)
	合計	943,652

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。
令和七年十月十五日
北海道帯広市西八条南十丁目四番地
（甲）郷ビル株式会社
代表取締役　郷　清
北海道帯広市西一条南十丁目五番地
（乙）鈴木ビル有限会社
取締役　郷　清

第49期決算公告

令和７年10月15日
京都市南区吉祥院宮の東町２番地
株式会社ホリバコミュニティ
代表取締役　堀場　厚
代表取締役　嶋村　敦

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	160,531
	固定資産	237,232
	合計	397,763
負債及び純資産の部	流動負債	177,779
	固定負債	27,368
	株主資本	192,615
	資本金	100,000
	利益剰余金	92,615
	その他利益剰余金	92,615
	（うち当期純損失）	(6,088)
	合計	397,763

第６期決算公告

令和７年10月15日
東京都渋谷区渋谷二丁目20―11渋谷協和ビル７階
ＳＡＬＥＳＣＯＲＥ株式会社
代表取締役　中内　崇人

貸借対照表の要旨
（令和６年11月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	354,038	流動負債	309,083
固定資産	77,391	固定負債	128,349
繰延資産	278	株主資本	△6,498
		資本金	137,440
		資本剰余金	188,336
		資本準備金	162,388
		その他資本剰余金	25,948
		利益剰余金	△332,275
		その他利益剰余金	△332,275
		（うち当期純損失）	(100,265)
		新株予約権	773
資産合計	431,707	負債・純資産合計	431,707

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億千二百三十五万五千五百円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年十月十五日
東京都渋谷区渋谷二丁目二〇―一一渋谷協和ビル七階
ＳＡＬＥＳＣＯＲＥ株式会社
代表取締役　中内　崇人

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月十五日

岡山県真庭市蒜山上長田四九二番地の一〇
丸山運送株式会社
代表取締役　丸山　公彦

第57期決算公告

令和７年10月15日

岡山県真庭市蒜山上長田492番地の10
丸山運送株式会社
代表取締役　丸山　公彦

貸借対照表の要旨
（令和７年１月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	8,084,428
	固定資産	3,503,971
	合計	11,588,399
負純資産債及の部び	流動負債	27,779,933
	株主資本	△16,191,534
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△26,191,534
	利益準備金	2,000,000
	その他利益剰余金	△28,191,534
	（うち当期純利益）	(3,366)
	合計	11,588,399

第３期決算公告

令和７年９月26日

沖縄県名護市大中一丁目19番24号
株式会社ジャパンエンターテイメントホールディングス
代表取締役　加藤　健史

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	17
	固定資産	33,777
	合計	33,795
負純資産債及の部び	流動負債	3
	株主資本	33,792
	資本金	99
	資本剰余金	33,796
	資本準備金	33,796
	利益剰余金	△ 103
	その他利益剰余金	△ 103
	（うち当期純損失）	(9)
	合計	33,795

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十一月十八日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年十一月五日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月十五日

宮城県宮城郡七ケ浜町遠山一丁目八番三四号
（甲）さくら株式会社
代表取締役　高橋　和義
宮城県宮城郡七ケ浜町遠山一丁目八番三四号
（乙）株式会社三和鋼産
代表取締役　高橋　和義

第13期決算公告

令和７年10月15日

宮城県宮城郡七ケ浜町遠山一丁目８番34号
さくら株式会社
代表取締役　高橋　和義

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	407,964
	固定資産	905,501
	合計	1,313,465
負純資産債及の部び	流動負債	677,375
	固定負債	248,722
	株主資本	387,368
	資本金	10,000
	利益剰余金	377,368
	その他利益剰余金	377,368
	（うち当期純利益）	(2,402)
	合計	1,313,465

第２期決算公告

令和７年10月15日

宮城県宮城郡七ケ浜町遠山一丁目８番34号
株式会社三和鋼産
代表取締役　高橋　和義

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	51,568
	固定資産	1,681
	合計	53,250
負純資産債及の部び	流動負債	20,229
	固定負債	6,664
	株主資本	26,356
	資本金	10,000
	利益剰余金	16,356
	その他利益剰余金	16,356
	（うち当期純利益）	(5,549)
	合計	53,250

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月十五日

千葉県長生郡白子町中里四四二番地
（甲）カネイ産業株式会社
代表取締役　篠崎　昌治
千葉県茂原市千代田町一丁目六番地
（乙）株式会社みなくる
代表取締役　市川　哲也

第52期決算公告

令和７年10月15日

千葉県長生郡白子町中里4442番地
カネイ産業株式会社
代表取締役　篠崎　昌治

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	217,881
	固定資産	1,106,213
	繰延資産	483
	資産合計	1,324,579
負純資産債及の部び	流動負債	117,747
	固定負債	1,087,191
	株主資本	119,639
	資本金	10,000
	利益剰余金	109,639
	その他利益剰余金	109,639
	（うち当期純損失）	(28,424)
	負債・純資産合計	1,324,579

第20期決算公告

令和７年10月15日

千葉県茂原市千代田町一丁目６番地
株式会社みなくる
代表取締役　市川　哲也

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	86,902
	固定資産	115,550
	繰延資産	278
	資産合計	202,730
負純資産債及の部び	流動負債	29,470
	固定負債	117,010
	株主資本	56,249
	資本金	3,000
	利益剰余金	53,249
	その他利益剰余金	53,249
	（うち当期純利益）	(7,623)
	負債・純資産合計	202,730

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月十五日

東京都板橋区坂下一丁目二五番一六号二Ｆ
（甲）ＢＩＬＬＳ株式会社
代表取締役　柴田　輝隆
東京都板橋区坂下一丁目二五番一六号
（乙）株式会社ＡＣクリーン東京
代表取締役　佐藤　裕乙

第25期決算公告

令和７年10月15日

東京都板橋区坂下一丁目25番16号２Ｆ
ＢＩＬＬＳ株式会社
代表取締役　柴田　輝隆

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	919,341,393
	固定資産	300,529,025
	繰延資産	3,234,937
	合計	1,223,105,355
負純資産債及の部び	流動負債	315,365,318
	固定負債	675,845,000
	株主資本	231,895,037
	資本金	50,000,000
	利益剰余金	230,966,037
	その他利益剰余金	230,966,037
	（うち当期純利益）	(69,115,836)
	自己株式	△49,071,000
	合計	1,223,105,355

第12期決算公告

令和７年10月15日

東京都板橋区坂下一丁目25番16号
株式会社ＡＣクリーン東京
代表取締役　佐藤　裕乙

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	15,436,315
	固定資産	380,938
	合計	15,817,253
負純資産債及の部び	流動負債	4,644,335
	株主資本	11,172,918
	資本金	300,000
	利益剰余金	10,872,918
	その他利益剰余金	10,872,918
	（うち当期純利益）	(763,749)
	合計	15,817,253

決　算　公　告

令和７年10月15日
東京都台東区浅草五丁目71番１号
株式会社ＫＥＩＲＡＫＵ　ｉｎｃ．
代表取締役　髙木　真吾

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	2,149,884
	資産合計	2,149,884
負債及び純資産の部	流動負債	435,275
	負債合計	435,275
	株主資本	1,714,609
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	△1,285,391
	その他利益剰余金	△1,285,391
	（うち当期純損失）	(155,139)
	純資産合計	1,714,609
	負債・純資産合計	2,149,884

決　算　公　告

令和７年10月15日
愛知県名古屋市中区富士見町五番19号Ｂ１
株式会社ＫＩＲＥＩｖｅ
代表取締役　髙木　真吾

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	1,349,244
	固定資産	242,238
	資産合計	1,591,482
負債及び純資産の部	流動負債	5,577,090
	負債合計	5,577,090
	株主資本	△3,985,608
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	△4,985,608
	その他利益剰余金	△4,985,608
	（うち当期純損失）	(793,881)
	純資産合計	△3,985,608
	負債・純資産合計	1,591,482

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十月十五日
愛知県名古屋市中区富士見町五番一九号Ｂ一
（甲）株式会社ＫＩＲＥＩｖｅ
代表取締役　髙木　真吾
東京都台東区浅草五丁目七一番一号
（乙）株式会社ＫＥＩＲＡＫＵ　ｉｎｃ．
代表取締役　髙木　真吾

第11期決算公告

令和７年10月15日
名古屋市中区錦三丁目18番12号
株式会社福昌
代表取締役　渡邊　行道

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	23,758
	合計	23,758
負債及び純資産の部	流動負債	170,620
	固定負債	6,000
	株主資本	△152,862
	資本金	10,000
	利益剰余金	△162,862
	その他利益剰余金	△162,862
	（うち当期純利益）	(979)
	合計	23,758

第12期決算公告

令和７年10月15日
愛知県豊明市栄町西大根30番地347
株式会社ＩＫＫＯ　ｔｏ　ＥＹＥＳ
代表取締役　渡邊　行道

貸借対照表の要旨
（令和６年11月30日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	286
	固定資産	134
	合計	421
負債及び純資産の部	流動負債	199
	固定負債	126
	株主資本	95
	資本金	5
	利益剰余金	90
	その他利益剰余金	90
	（うち当期純利益）	(39)
	合計	421

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月十五日
愛知県豊明市栄町西大根三〇番地三四七
（甲）株式会社ＩＫＫＯ　ｔｏ　ＥＹＥＳ
代表取締役　渡邊　行道
名古屋市中区錦三丁目一八番一二号
（乙）株式会社福昌
代表取締役　渡邊　行道

第35期決算公告

令和７年10月15日
名古屋市港区十一屋一丁目10番７号
クリエイトシステム株式会社
代表取締役　亀井　善世

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	7,050
	固定資産	2,955
	資産合計	10,005
負債及び純資産の部	流動負債	55,352
	固定負債	1,186
	株主資本	△46,533
	資本金	30,000
	利益剰余金	△76,533
	その他利益剰余金	△76,533
	（うち当期純損失）	(717)
	負債・純資産合計	10,005

第62期決算公告

令和７年10月15日
名古屋市瑞穂区新開町22番20号
株式会社マルタパワーズ
代表取締役　林　卓司

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,333,202
	固定資産	774,464
	資産合計	2,107,666
負債及び純資産の部	流動負債	287,189
	固定負債	80,625
	株主資本	1,737,980
	資本金	30,000
	資本剰余金	20,000
	利益剰余金	1,687,980
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	1,675,480
	（うち当期純利益）	(140,965)
	評価・換算差額等	1,872
	負債・純資産合計	2,107,666

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月十五日
名古屋市瑞穂区新開町二二番二〇号
（甲）株式会社マルタパワーズ
代表取締役　林　卓司
名古屋市港区十一屋一丁目一〇番七号
（乙）クリエイトシステム株式会社
代表取締役　亀井　善世

第52期決算公告

令和７年10月15日
京都市北区南舟岡町36番地
株式会社滋賀ワインダー
代表取締役　日下部育男

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	73,924
	固定資産	125
	合計	74,049
負債及び純資産の部	流動負債	—
	固定負債	—
	株主資本	74,049
	資本金	10,000
	利益剰余金	73,910
	利益準備金	1,050
	その他利益剰余金	72,860
	（うち当期純損失）	(167)
	自己株式	△9,861
	合計	74,049

第69期決算公告

令和７年10月15日
京都市北区南舟岡町36番地
日下部株式会社
代表取締役　日下部育男

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	57,266
	固定資産	541,064
	合計	598,330
負債及び純資産の部	流動負債	2,393
	固定負債	151,794
	株主資本	444,143
	資本金	10,000
	利益剰余金	454,050
	利益準備金	3,000
	その他利益剰余金	451,050
	（うち当期純利益）	(17,910)
	自己株式	△19,907
	合計	598,330

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月十五日
京都市北区南舟岡町三六番地
（甲）日下部株式会社
代表取締役　日下部育男
京都市北区南舟岡町三六番地
（乙）株式会社滋賀ワインダー
代表取締役　日下部育男

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月十五日

北九州市八幡東区昭和一丁目七番二号
（甲）マルイリ製茶株式会社
代表取締役　入部　一信

北九州市小倉北区金鶏町九番一八号
（乙）株式会社もりかわ園
代表取締役　入部　慎平

第39期決算公告　令和７年10月15日
北九州市八幡東区昭和一丁目７番２号
マルイリ製茶株式会社
代表取締役　入部　一信

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	532,931
	固定資産	203,494
	合計	736,425
負債及び純資産の部	流動負債	131,601
	固定負債	42,945
	株主資本	561,879
	資本金	15,000
	資本剰余金	25,000
	資本準備金	25,000
	利益剰余金	521,879
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	509,379
	（うち当期純損失）	(39,287)
	合計	736,425

第59期決算公告　令和７年10月15日
北九州市小倉北区金鶏町９番18号
株式会社もりかわ園
代表取締役　入部　慎平

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	35,039
	固定資産	8,850
	繰延資産	5,019
	合計	48,909
負債及び純資産の部	流動負債	332,572
	固定負債	0
	株主資本	△283,663
	資本金	10,000
	利益剰余金	△293,663
	利益準備金	250
	その他利益剰余金	△293,913
	（うち当期純損失）	(13,421)
	合計	48,909

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和七年十二月一日であり、両法人の評議員会の承認決議は令和七年十一月一日に予定しております。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年十月十五日

山口県周南市築港町一一番一七号
（甲）一般財団法人徳山地区漁業振興基金
代表理事　西村　幹男

山口県周南市築港町一一番一七号
（乙）一般財団法人新南陽地区漁業振興基金
代表理事　田中　友之

令和６年度決算公告

令和７年10月15日

山口県周南市築港町11番17号
一般財団法人徳山地区漁業振興基金
代表理事　西村　幹男

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,601
	固定資産	35,259
	合計	38,860
負債及び正味財産の部	流動負債	71
	負債合計	71
	正味財産	38,789
	正味財産合計	38,789
	負債正味財産合計	38,860

令和６年度決算公告

令和７年10月15日

山口県周南市築港町11番17号
一般財団法人新南陽地区漁業振興基金
代表理事　田中　友之

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	407
	固定資産	1,371
	合計	1,778
負債及び正味財産の部	流動負債	71
	負債合計	71
	正味財産	1,707
	正味財産合計	1,707
	負債正味財産合計	1,778

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月十五日

愛媛県八幡浜市栗野浦三六五番地
（甲）株式会社栗之浦ドック
代表取締役　成瀬　倉祥

愛媛県宇和島市弁天町二丁目一番一三号
（乙）三好造船株式会社
代表取締役　成瀬　智文

第75期決算公告　令和７年10月15日
愛媛県八幡浜市栗野浦365番地
株式会社栗之浦ドック
代表取締役　成瀬　倉祥

貸借対照表の要旨（令和６年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	10,476,100
	固定資産	5,723,159
	繰延資産	7,635
	合計	16,206,895
負債及び純資産の部	流動負債	5,270,076
	固定負債	740,519
	株主資本	10,196,299
	資本金	26,000
	資本剰余金	1,603,612
	利益剰余金	8,566,686
	利益準備金	6,500
	その他利益剰余金	8,560,186
	（うち当期純損失）	(628,543)
	合計	16,206,895

第91期決算公告　令和７年10月15日
愛媛県宇和島市弁天町二丁目１番13号
三好造船株式会社
代表取締役　成瀬　智文

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,109,677
	固定資産	2,111,860
	合計	5,221,538
負債及び純資産の部	流動負債	2,978,169
	固定負債	56,000
	株主資本	2,187,369
	資本金	80,000
	利益剰余金	2,107,369
	利益準備金	20,000
	その他利益剰余金	2,087,369
	（うち当期純損失）	(397,782)
	合計	5,221,538

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年十二月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年九月三十日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月十五日

福岡市東区千早二丁目二番四三号
（甲）株式会社三和興業
代表取締役　大山　哲寿

福岡市東区千早二丁目二番四三号
（乙）株式会社サン建産業
代表取締役　大山　貞子

第39期決算公告　令和７年10月15日
福岡市東区千早二丁目２番43号
株式会社三和興業
代表取締役　大山　哲寿

貸借対照表の要旨（令和６年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	3,039,693
	固定資産	2,617,545
	合計	5,657,239
負債及び純資産の部	流動負債	1,748,034
	固定負債	2,110,941
	株主資本	1,798,263
	資本金	30,000
	利益剰余金	1,768,263
	利益準備金	4,710
	その他利益剰余金	1,763,553
	（うち当期純利益）	(268,190)
	合計	5,657,239

第39期決算公告　令和７年10月15日
福岡市東区千早二丁目２番43号
株式会社サン建産業
代表取締役　大山　貞子

貸借対照表の要旨（令和６年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	196,483
	固定資産	83,289
	合計	279,772
負債及び純資産の部	流動負債	32,748
	固定負債	0
	株主資本	247,023
	資本金	10,000
	資本剰余金	127,000
	その他資本剰余金	127,000
	利益剰余金	110,023
	その他利益剰余金	110,023
	（うち当期純利益）	(23,313)
	合計	279,772

第７期決算公告

令和７年９月26日　沖縄県名護市大中一丁目19番24号
株式会社ジャパンエンターテイメント
代表取締役　加藤　健史

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	8,852	流動負債	6,814
固定資産	53,876	（うち賞与引当金）	(45)
		固定負債	30,780
		負債合計	**37,594**
		株主資本	25,134
		資本金	99
		資本剰余金	33,678
		資本準備金	33,608
		その他資本剰余金	70
		利益剰余金	△ 8,643
		その他利益剰余金	△ 8,643
		純資産合計	**25,134**
資産合計	**62,729**	**負債・純資産合計**	**62,729**

損益計算書の要旨
（自　令和６年４月１日　至　令和７年６月30日）
（単位：百万円）

科目	金額
販売費及び一般管理費	12
営業損失	12
営業外収益	102
営業外費用	5,180
経常損失	5,091
税引前当期純損失	5,091
法人税等調整額	7
当期純損失	5,098

第１期決算公告

令和７年10月15日
神奈川県横浜市神奈川区西神奈川一丁目８番地14
株式会社ｔａｏ　ｔａｂｌｅ
代表取締役　山岸のぶ子

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（円）
資産の部	流動資産	5,149,207
	固定資産	27,663,562
	繰延資産	4,506,574
	資産合計	**37,319,343**
負債及び純資産の部	流動負債	8,931,692
	固定負債	38,423,466
	株主資本	△10,035,815
	資本金	10,000,000
	利益剰余金	△20,035,815
	その他利益剰余金	△20,035,815
	（うち当期純損失）	(20,035,815)
	負債・純資産合計	**37,319,343**

第７期決算公告

令和７年10月15日
大阪市鶴見区浜四丁目８番20号
株式会社康雅
代表取締役　北浦康之助

貸借対照表の要旨
（令和６年11月30日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	207,364
	固定資産	41,377
	繰延資産	1,327
	合計	**250,069**
負債及び純資産の部	流動負債	79,740
	固定負債	115,657
	株主資本	54,671
	資本金	25,000
	利益剰余金	29,671
	その他利益剰余金	29,671
	（うち当期純利益）	(21,546)
	合計	**250,069**

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社コーガ（住所大阪市鶴見区浜四丁目八番二〇号）に対して当社の介護事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十月十五日
大阪市鶴見区浜四丁目八番二〇号
株式会社康雅
代表取締役　北浦康之助

第８期決算公告

令和７年10月15日
京都市下京区室町通綾小路上る鶏鉾町480番地
栖峰投資ワークス株式会社
代表取締役　関　　兵馬

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	95,104
	固定資産	8,510
	合計	**103,614**
負債及び純資産の部	流動負債	8,533
	株主資本	95,081
	資本金	55,000
	資本剰余金	5,000
	資本準備金	5,000
	利益剰余金	35,081
	その他利益剰余金	35,081
	（うち当期純利益）	(2,497)
	合計	**103,614**

第 76 期決算公告

令和７年 10 月 15 日

福島県郡山市堤下町13番８号
株式会社エディソン
代表取締役　酒井　良胤

貸借対照表の要旨
（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,487,780
	固定資産	467,977
	資産合計	**1,955,757**
負債及び純資産の部	流動負債	632,051
	（賞与引当金）	(70,000)
	（役員賞与引当金）	(23,100)
	固定負債	45,002
	（退職給付引当金）	(44,329)
	負債合計	**677,054**
	株主資本	1,278,703
	資本金	70,000
	資本剰余金	20,000
	資本準備金	20,000
	利益剰余金	1,188,703
	利益準備金	15,000
	その他利益剰余金	1,173,703
	（うち当期純利益）	(94,210)
	純資産合計	**1,278,703**
	負債・純資産合計	**1,955,757**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部（甲株式二四二二八株を含む）を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十月十五日
福島県郡山市堤下町一三番八号
（甲）株式会社エディソン
代表取締役　酒井　良胤
福島県郡山市堤下町一三番八号
（乙）株式会社エディソンホールディングス
代表取締役　酒井　良信

第４期決算公告

令和７年10月15日
福島県郡山市堤下町13番８号
株式会社エディソンホールディングス
代表取締役　酒井　良信

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	29,125
	固定資産	1,237,005
	合計	**1,266,131**
負債及び純資産の部	流動負債	7,462
	株主資本	1,258,669
	資本金	57,000
	資本剰余金	1,143,892
	資本準備金	45,013
	その他資本剰余金	1,098,879
	利益剰余金	110,734
	その他利益剰余金	110,734
	（うち当期純利益）	(46,516)
	自己株式	△52,957
	合計	**1,266,131**

第 39 期決算公告

令和７年 10 月 15 日

東京都八王子市南町３番10号
株式会社エイビット
代表取締役　檜山　竹生

貸借対照表の要旨
（令和６年10月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,235
	固定資産	2,386
	合計	**5,622**
負債及び純資産の部	流動負債	2,121
	賞与引当金	25
	固定負債	1,415
	役員退任慰労引当金	114
	株主資本	2,072
	資本金	333
	資本剰余金	915
	資本準備金	452
	その他資本剰余金	462
	利益剰余金	823
	利益準備金	6
	その他利益剰余金	816
	（うち当期純利益）	(88)
	自己株式	△0
	評価・換算差額等	12
	その他有価証券評価差額金	12
	合計	**5,622**